

令和 8 年第 1 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 4 日 開会

令和 8 年 3 月 12 日 閉会

麻 績 村 議 会

令和八年第一回〔三月〕定例会

令和八年第一回〔三月〕定例会

麻績村議会会議録

麻績村議会会議録

令和8年第1回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	10
○請願・陳情等の委員会付託について	11
○承認第1号、議案第1号～議案第16号まで一括上程、提案理由の説明	11
○議案第17号～議案第23号まで一括上程、提案理由の説明	14
○散会の宣告	21

第 2 号 (3月9日)

○議事日程	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
○事務局職員出席者	23
○開議の宣告	24
○議事日程の説明	24

○一般質問	2 4
中 村 まり子 君	2 4
飯 森 寛 志 君	3 1
宮 下 朗 君	4 7
山 口 利 江 君	6 3
塚 原 利 彦 君	7 1
刈 間 利 恵 君	8 7
高 野 秀 雄 君	9 6
○委員長報告	1 0 8
○散会の宣告	1 1 0

第 3 号 （3月11日）

○議事日程	1 1 1
○出席議員	1 1 2
○欠席議員	1 1 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 3
○事務局職員出席者	1 1 3
○開議の宣告	1 1 4
○議事日程の説明	1 1 4
○承認第1号の質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 1 5
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 1 5
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第7号の質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第8号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第9号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第10号の質疑、討論、採決	1 2 0

○議案第 11 号の質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第 12 号の質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第 13 号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 14 号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 15 号の質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第 16 号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 17 号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 18 号の質疑、討論、採決	1 2 6
○議案第 19 号の質疑、討論、採決	1 2 6
○議案第 20 号の質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第 21 号の質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第 22 号の質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第 23 号の質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第 24 号から議案第 31 号、同意第 1 号から同意第 2 号、諮問第 1 号まで一 括上程、提案説明	1 2 9
○散会の宣告	1 3 2

第 4 号 (3月12日)

○議事日程	1 3 5
○出席議員	1 3 5
○欠席議員	1 3 6
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 6
○事務局職員出席者	1 3 6
○開議の宣告	1 3 7
○議事日程の説明	1 3 7
○議案第 24 号の質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第 25 号の質疑、討論、採決	1 3 8
○議案第 26 号の質疑、討論、採決	1 3 8
○議案第 27 号の質疑、討論、採決	1 3 9
○議案第 28 号の質疑、討論、採決	1 3 9

○議案第 29 号の質疑、討論、採決	1 4 0
○議案第 30 号の質疑、討論、採決	1 4 1
○議案第 31 号の質疑、討論、採決	1 4 1
○同意第 1 号の質疑、討論、採決、副村長挨拶	1 4 2
○同意第 2 号の質疑、討論、採決、監査委員挨拶	1 4 3
○諮問第 1 号の上程、採決	1 4 4
○発議第 1 号の上程、採決	1 4 4
○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）	1 4 5
○閉会中の継続審査の申出について（社会文教委員会）	1 4 5
○村長挨拶	1 4 5
○閉会の宣告	1 4 6
○署名議員	1 4 9

○ 招 集 告 示

麻績村告示第5号

令和8年第1回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月26日

麻績村長 塚 原 勝 幸

1 日 時 令和8年3月4日（水） 午前 9時

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

1 番 高 野 秀 雄 君
3 番 飯 森 寛 志 君
5 番 山 口 利 江 君
7 番 刈 間 利 恵 君

2 番 中 村 まり子 君
4 番 宮 下 朗 君
6 番 塚 原 利 彦 君
8 番 清 水 清 君

不応招議員（なし）

令和8年第1回麻績村議会定例会（第1日）

議 事 日 程（第1号）

令和8年3月4日（水）午前9時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 承認第1号、議案第1号から議案第16号まで一括上程

承認第 1号 専決処分を求めることについて

令和7年度麻績村一般会計補正予算（第6号）

議案第 1号 麻績村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

議案第 2号 麻績村における工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を
定める条例の制定について

議案第 3号 麻績村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

議案第 7号 麻績村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

議案第 8号 麻績村営バス設置条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 麻績村明治町地区集合住宅管理条例の一部を改正する条例につい
て

議案第10号 麻績村駐車場設置条例の一部を改正する条例について

議案第 1 1 号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 号 麻績村過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第 1 3 号 麻績村デイサービスセンターみづきの指定管理者の指定について

議案第 1 4 号 麻績村観光施設の指定管理者の指定について

議案第 1 5 号 字の区域変更について

議案第 1 6 号 松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について

日程第 7 議案第 1 7 号から議案第 2 3 号まで一括上程

議案第 1 7 号 令和 8 年度麻績村一般会計予算

議案第 1 8 号 令和 8 年度麻績村国民健康保険特別会計予算

議案第 1 9 号 令和 8 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算

議案第 2 0 号 令和 8 年度麻績村介護保険特別会計予算

議案第 2 1 号 令和 8 年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算

議案第 2 2 号 令和 8 年度麻績村簡易水道事業会計予算

議案第 2 3 号 令和 8 年度麻績村下水道事業会計予算

出席議員（8 名）

1 番 高 野 秀 雄 君

2 番 中 村 まり子 君

3 番 飯 森 寛 志 君

4 番 宮 下 朗 君

5 番 山 口 利 江 君

6 番 塚 原 利 彦 君

7 番 刈 間 利 恵 君

8 番 清 水 清 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10 名）

村 長 塚 原 勝 幸 君

副 村 長 宮 下 利 秀 君

教 育 長 加 瀬 浩 明 君

村づくり推進課 長 塚 原 敏 樹 君

総 務 課 長 塚 原 貴 志 君

住 民 課 長 宮 下 佳 康 君

振興課長	宮下浩保君	観光課長	塚原優仁君
教育次長	宮下信俊君	代表監査委員	飯森力君

事務局職員出席者

議会事務局長	市川嘉忠	書記	臼井孝夫
--------	------	----	------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水 清君） おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回麻績村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道機関より撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（清水 清君） 本日の議事日程はお手元にお配りのとおりでございます。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告をいたします。

事務局長より議案、配付資料等の確認及び今期の定例会日程と本日の議事日程等について説明を願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、7番、刈間利恵議員、1番、高野秀雄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清水 清君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月4日開催の議会運営委員会において、本日より12日までの9日間と決定をしております。

お諮りいたします。

今期定例会会期を本日3月4日から12日までの9日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

今期定例会の会期は本日3月4日より3月12日までの9日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（清水 清君） 日程第3、村長挨拶。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年第1回麻績村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

去年は、新年早々から各地で山火事が発生し、人家などを巻き込む大規模な災害となりましたし、暮れには、大分県で187軒が焼失する住宅火災があり、多くの皆さんが被害に遭われました。

また、各地で線状降水帯や豪雨の発生によりまして、土砂災害や水害など、大きな被害も発生しましたが、それぞれ被害を受けられました皆様におかれましては、早期の復興を願うところでございます。

麻績村におきましては、豪雨や地震になどによります大きな災害等もなく、おおむね平穏な1年ではなかったかと安心しているところでございます。

さて、世界におきましては、各地で子供や一般市民が犠牲となっている悲惨な紛争が続いておりますし、トランプ関税では様々な国で経済や社会情勢の混乱を引き起こしております。

日本におきましては、半世紀ぶりに開催された大阪・関西万博におきましては、いのち輝く未来社会のデザインをテーマに、158か国の皆さんに参加いただき、国際交流が図られましたし、日本史上初の女性総理、高市内閣が発足し、国政が動き出しました。

また、1年を通じて米不足の話題がニュースに流れ、米の高騰が続いた1年でもあったのではないかと思います。

そして、新年早々に、高市総理が衆議院を解散し、連立与党が過半数に達しなかったときには責任を取りますという高い決意の下での解散でありましたが、選挙によりまして政権与党自民党が過半数を獲得する選挙結果となりました。国民が安心して過ごせる国家運営を望むところでございます。

また、国民生活におきましては、日々物価高騰が続いており、日常生活に負担が大きいのかかっており、賃金引上げにかかわらず、生活の深刻さはなかなか解消されない状況かと思われまふ。

しかしながら、コロナ禍によりまして、停滞していたインバウンド需要は急速に回復しており、円安も伴い、入国者数は4,200万人を超えるなど過去最高となり、一部ではオーバーツーリズムとなっておりますが、消費の拡大が図られ、地域経済の向上へと大きくつながるものと期待をするところでございます。

高市政権におきましては、日本列島を強く豊かに、地方の大きな伸びしろを生かし、様々なリスクを最小化する危機管理投資、最先端技術を開花させる成長投資などにより、全ての国民の安心・安全を確保するとともに、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収入が上がることで、税率を上げずとも税収の増加に向かう強い経済を実現すると言っております。

麻績村の令和7年度の事業につきましては、財政力の弱い小規模村の限りある財源を最大限有効活用し、健全財政に努めながら、村民の皆様が安心・安全に暮らせる豊かな村づくりに向けて、各種事業の推進を進めてまいりました。

全国的な少子高齢化が続いており、日本の人口も減少の一途をたどる中で、2025年に生まれた子供の数も68万人を割り込むことが予想され、10年連続で過去最少を更新し、少子高齢化に歯止めがかからないのが現状ではないかと思われておるところでございます。

そんな中で、特に地方におきましては、急激な少子高齢化は深刻な、大きな課題となっており、引き続き人口減少が緩やかになればと、都市よりの移住を希望される皆さんに向けて、都市の相談会を細やかに行うとともに、定住に向けた空き家の掘り起こしと活用を考え、推

進してまいりました。

また、麻績村に住んでいただくために、若者定住住宅や集合住宅の整備促進にも努めてまいりました。

子育て支援につきましては、子育てしやすい村づくりを目指して、保育園や小中学校の給食費の無料化の実施や、保育園の3歳未満の保育料の半減、18歳以下医療費の無料化、高校生の通学補助の実施など、保護者の負担軽減に努めましたし、子育てする皆さん方が総合的に相談できるこども家庭センターの設置も実施をしました。

教育環境の整備につきましては、子供たちが充実し、学びやすい教育施設の整備に努めてまいりましたし、一貫教育の推進とICT教育の充実も図ってまいりました。

高齢者や障害者に優しい福祉につきましては、高齢者の皆さんが、最期まで自分らしさを保ち、元気に暮らしていただくために、各種健康予防事業の推進と、社会福祉協議会の充実にも努めてまいりました。

また、障害者の皆さんが、安心して働ける場所や、安全に活動できる場所としましては、福祉企業センターと山ぼうし作業所を一体化した福祉施設の建設が完成し、安心して働く場所や安全に活動できる施設の運用が始まりました。

農業振興につきましては、高齢化によります離農者が増える中で、農業後継者の担い手不足の解消に向けて、引き続き地域おこし協力隊の農業班の募集をするとともに、NPO法人おみごとによります育成にも努めてまいりました。

農業機械や電柵補助等の各種補助につきましては継続し、老朽化した農業用水の整備にも努めてまいりました。

商工業の振興につきましては、商工会を通じての基盤強化に向けた補助金等の活用にも努めるとともに、コロナ禍や物価高騰で消費の停滞が続いており、物価高騰重点支援臨時交付金によります第7弾おみぼん商品券の発行に向けて準備をさせていただき、地域商工業の消費拡大につながればと考えているところでございます。

観光事業につきましては、夏の風物詩、聖高原納涼煙火大会をはじめ、博物館などの各種イベントや聖湖でのヘラブナ釣り大会、スキー場でのフェスティバルなど、年間を通じてイベントの開催や、各種媒体を活用して情報発信を行いながら、観光客の誘客に努めてまいりました。

生活基盤の整備につきましては、国道、県道や砂防河川等の整備促進に向けまして、国・県等への同盟会を通じて強く要請を図ってまいりましたし、村道、水路等の整備など、地区

要望につきましては、危険性や利用性の高い箇所より重点的に整備を進めさせていただきました。

また、安定した水道水の供給に向けまして、北山浄水場の建設にも取り組みましたし、高齢者や交通弱者の今後の利便性を考えた一部デマンドバス運行の実証実験も実施をしました。

災害に強い橋梁やため池の安全補完工事の推進、年々増加する鳥獣害被害対策や松くい虫枯損木処理対策の推進など、村民皆様の理解をいただく中で事業の推進に努めてまいりました。

そして、村民の皆様との対話を重点とした地区懇談会も24地区で開催させていただき、皆様からいただきましたご意見等につきましては、村政に幾らかでも反映することができればと考えているところでございます。

令和8年度の基本的な事業推進の方向につきましては、新年度予算の提案理由の中で申し上げますが、公約の具現化に向けまして、事業の推進を図るとともに、村民の皆様方が安心して住み続けられる村づくりに向けて、村民皆様のご理解をいただきながら、必要とされる事業の推進をしてまいったと考えているところでございます。

議員各位におかれましては、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、今定例会におきましては、新年度一般会計予算、特別会計予算、条例改正、令和7年度補正予算、人事案件などにつきまして提出してまいります。どうか慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（清水 清君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告におきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） ないようですので、これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情等の委員会付託について

○議長（清水 清君） 日程第5、請願、陳情等の委員会付託を行います。

第8－4号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情につきましては、社会文教委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

なお、第8－1号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について、第8－2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情、第8－3号 党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情、以上3件の陳情書につきましては、文書配付のみといたします。

◎承認第1号、議案第1号～議案第16号まで一括上程、提案理由の説明

明

○議長（清水 清君） 日程第6、承認第1号、議案第1号から議案第16号までの17件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 令和8年3月議会定例会に提出いたしました条例制定等の議案につきまして、提案理由を申し上げます。

はじめに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和7年度麻績村一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

令和7年度麻績村一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

その主な内容について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

県支出金では、衛生費県負担金、農林水産業費県補助金、総務費県委託金の増額を、諸収入では雑入の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、衆議院議員選挙費を補正計上いたしました。

衛生費では、扶助費の増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、森林の病虫害被害対策事業補助金の増額を補正計上いたしました。

予備費におきましては、歳入歳出の調整を行ったものです。

補正額は650万円の増額で、歳入歳出総額は34億5,950万円となります。

次に、議案第1号 麻績村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

児童福祉法の改正に伴い、本村で乳児等通園支援事業を実施するに当たり、必要な運営等の基準を定め、条例を制定するものです。

次に、議案第2号 麻績村における工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

環境保全を図りつつ、工場立地が行われるよう定められた工場立地法について、緑地面積率など要件を緩和するため、本村で準則を定める条例を制定するものです。

次に、議案第3号 麻績村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

職員が県外への宿泊を伴う出張を行う際の諸雑費に充てるための日当の額を新たに定める必要があるため、必要な改正を行うものです。

次に、議案第4号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

国民健康保険事業における今後の健全運営に向けた税率設定について、麻績村国民健康保険運営協議会に諮問し、令和8年1月30日に答申をいただいております。この答申に基づき、医療分の資産割税率を引き下げるとともに、新たに子ども・子育て支援金を徴収するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第5号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

介護保険施行令が一部改正され、地方税における給与所得控除の見直しに伴う令和8年度の保険料率の算定に係る特例が定められることに伴い、本村の保険料について、これに応じた措置を講ずるため条例を制定するものです。

次に、議案第6号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例についての提案理由を申し上げます。

聖高原のさらなる活性化に向けて、貸別荘の利用料金見直しに伴い、必要な改正を行うものです。

次に、議案第7号 麻績村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

令和8年4月から、村内全域で運行開始を予定しているデマンド型バスについて、デマンドバスに利用登録なしで利用を可能とするよう、条例を改正するものです。

次に、議案第8号 麻績村営バス設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

令和8年4月から、村内全域で運行開始を予定しているデマンド型バスについて、運行路線名の変更及びバス停の追加等をするため、条例を改正するものです。

次に、議案第9号 麻績村明治町地区集合住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

定住促進対策として、定住人口増加と地域活性化を図るため、麻績村明治町地区集合住宅を明治町地区へ新たに1棟建設しております。建設に伴い、麻績村明治町地区集合住宅の管理戸数が変更になるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第10号 麻績村駐車場設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

村が設置する駐車場として、新たに「中町駐車場」を加えることから、必要な改正を行うものです。

次に、議案第11号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等への損害補償に係る補償基礎額、扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されるため、条例の改正を行うものです。

次に、議案第12号 麻績村過疎地域持続的発展計画の策定についての提案理由を申し上げます。

過疎地域の維持的発展の支援に関する特別措置法に基づき、引き続き過疎地域の指定を受けて法に基づく財政上の特別措置を受けることを目的に、令和8年度から令和12年度までの5年間の過疎地域持続的発展計画を策定するため、同法の規定により、議会の議決を求める

ものであります。

次に、議案第13号 麻績村デイサービスセンターみづきの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

麻績村デイサービスセンターみづきにつきまして、令和8年3月31日をもって、令和3年から5年間続いた協定が終了とするため、令和8年4月1日から5年間、その管理を引き続き社会福祉法人麻績村社会福祉協議会を指定管理者として管理運営させるものであります。

次に、議案第14号 麻績村観光施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

麻績村観光施設につきまして、令和8年3月31日をもって、令和3年から5年間続いた指定が終了するため、令和8年4月1日から5年間、その管理を引き続き株式会社技研サービスを指定管理者として管理運営をさせるものです。

次に、議案第15号 字の区域変更についての提案理由を申し上げます。

地籍調査事業において字の区域変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号 松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

組合経費の支弁方法について、松塩筑木曽老人福祉施設組合を構成する市町村に協議した結果、当該市町村の負担割合を変更するため、組合規約に必要な変更をするものです。

以上、承認1件、条例制定等議案16件の提案理由を申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（清水 清君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、審議、採決は本定例会3日目の3月11日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

◎議案第17号～議案第23号まで一括上程、提案理由の説明

○議長（清水 清君） 日程第 7、議案第17号 令和 8 年度麻績村一般会計予算から議案第 23号 令和 8 年度麻績村下水道事業会計予算までの 7 件を一括上程いたします。

議案の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 令和 8 年度の予算の提案理由を申し上げます。

国では、安定的な物価上昇と、それを上回る持続的な賃金上昇が実現する成長型経済への転換を図るに当たり、将来世代への責任を果たす責任ある積極財政の考えの下、経済財政運営を行うとしています。

戦略的な財政出動により、官民が力を合わせ、危機管理投資と成長投資を進めて、社会課題を解決し、暮らしの安心・安全を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げ、強い経済を実現していくこととしています。

このような状況の中で、令和 7 年12月26日に閣議決定された国の令和 8 年度一般会計予算の総額は122兆3,092億円で、前年度比 7 兆1,114億円、6.2%増となり、2 年連続で過去最大を更新しました。

また、地方財政収支見通し（通常収支分）については、地方交付税が20兆1,848億円で、前年比 1 兆2,274億円、6.5%増、臨事財政対策債は前年度に引き続き新規発行額は生じておりません。

地方税及び地方譲与税は51兆117億円で、前年比 2 兆5,963億円、5.4%増となっております。

地方財政における一般財源総額では67兆5,078億円で、前年度比 3 兆7,364億円、5.9%増となっており、前年度を上回る財源が確保されております。

長野県においても、「未来を創る改革継続予算」「社会の基本設計をアップデートする」を掲げ、産業競争力の強化、賃上げの促進、持続可能な農業の実現、観光立県の実現などを重点項目として予算編成をしております。

令和 8 年度一般会計予算は、1 兆658億5,189万円、前年度比539億9,464万円、5.3%の増となっております。

麻績村におきましては、人口減少、少子高齢化、地場産業の衰退という大きな地域課題に対処するため、また、多様化、高度化、増大化する行政需要に的確に応えるため、第 7 次振

興計画「更なる飛躍を 心ときめく麻績村へ」の前期計画の実現に向けた村づくりを進めるとともに、事業の創意工夫と重点化を図り、住民目線に立った行政運営に努めてまいります。

このような方針の下で、新年度重点を置いて進める主要事業について申し上げます。

まずは、少子高齢化による人口減少が大きな課題となっており、人口減少を少しでも緩やかにするため、住宅需要に応じて引き続き住宅整備を進めるとともに、大都市圏での移住相談会の開催や空き家の活用を推進し、移住者の定住促進に努めてまいります。

子育て支援に向けた取組につきましては、相談窓口であるこども家庭センターのさらなる体制強化、保護者の負担軽減策として、3歳未満児の保育料軽減に努めておりますが、2歳児の無料化にも取り組んでまいります。

将来の麻績村を支える子供たちの教育環境につきましては、熱中症対策として、空調設備が未設置の教室への整備を進めてまいります。一貫教育の促進と近隣学校との学校間交流学習の充実を図り、コミュニケーション能力や表現力の育成につなげながら、学力向上に向けたさらなるICT教育の推進を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしさを保ち、生きがいを持って生涯元気に暮らしていただくために、補聴器補助の新設、検診等による健康管理の充実、特に介護予防事業の推進に努めるとともに、社会福祉協議会の事業や健康教室等の充実にも取り組んでまいります。

障害者に優しい福祉につきましては、安心して働ける場所や安全に活動できる場所として新たな施設の運用が開始され、施設を利用される皆さんが、地域において個性を生かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができるよう、障害者福祉の充実にも努めてまいります。

農業振興につきましては、高齢化による離農者が増え、後継者や担い手がない現状において、荒廃する農地が年々増加傾向にあります。引き続き、新規就農を目指す地域おこし協力隊の採用や新規就農者への支援の充実と、農業機械等購入補助などの各補助の事業の継続、老朽化した農業用水路の整備の促進を図るとともに、新たな作物の栽培への取組や今後の農業の在り方につきましては、農業に携わる各種団体との懇談を深め、掘り下げて検討を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、物価高騰により消費が伸び悩み、厳しい経営状況にあると考えられ、引き続き経営基盤の強化に向けて、商工会を通じて各種支援を図るとともに、空き店舗を活用した新規創業者への支援の充実も図ってまいります。

また、聖高原駅前の環境整備につきましては、麻績村の玄関口にふさわしい駅前広場の整

備をさらに推進してまいります。

観光振興につきましては、引き続き、自然、アクティビティーに対する需要も高まっていることから、総合的な施設整備を検討してまいります。

また、各種メディアを活用した情報発信と、自然や歴史、文化など、地域に眠る魅力を発掘し、インバウンド等も含めた誘客に努めてまいります。

村民の皆様の生活基盤の整備につきましては、国道・県道の改良整備や災害に備えた河川等の整備を、引き続き早期竣工に向け関係機関への要請を強く働きかけてまいります。

また、各地区からの村道や水路等の改良整備などの各種要望につきましては、重点的に整備に努めてまいります。

その他の重点施策として、交通弱者の利便性を考えた村営バスの従来路線のデマンド化、水道水の安定供給に向けた北山浄水場の早期完成、脱炭素を目指した自然エネルギー活用に伴う太陽光パネル、蓄電池の設置補助の継続、松くい虫やナラ枯れなどの病虫害対策と里山整備、近隣市町村との広域的な友好連携などの事業も推進してまいります。

これらの施策を推進するに当たり、財源確保に努め、健全財政を堅持しながら、村民の皆様のご意見をお聞きする中で、住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思えるような希望ある村づくりに向けて、職員とともに全力で邁進してまいりたいと考えます。

以上、主な施策について申し上げましたが、このような施策を盛り込み、編成いたしました令和8年度の会計別予算額は、次のとおりです。

一般会計予算	29億2,000万円
国民健康保険特別会計予算	3億3,700万円
聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算	100万円
介護保険特別会計予算	4億6,100万円
後期高齢者医療特別会計予算	6,100万円
簡易水道事業会計予算 収入	6億6,276万1,000円
支出	7億3,495万3,000円
下水道事業会計予算 収入	2億5,913万1,000円
支出	3億1,124万円

以上、7会計がありますが、各会計別の予算内容について申し上げます。

まず、一般会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額は29億2,000万円、前年度比1億1,200万円、3.7%の減額であります。

それでは、歳入の概要について申し上げます。

村税につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止、近年の実績などを考慮し、65万9,000円、0.3%の減額を見込み、計上いたしました。

地方譲与税につきましては、ガソリン暫定税率廃止による地方揮発油譲与税の減額などを考慮し、145万円、3.0%の減額を見込み、計上いたしました。

法人事業税交付金につきましては、近年の実績などを考慮し、50万円、12.5%の増額を見込み、計上いたしました。

地方消費税交付金につきましては、近年の実績及び社会情勢などを考慮し、200万円、3.3%の増額を見込み計上いたしました。

環境性能割交付金につきましては、廃止により皆減といたしました。

地方特例交付金につきましては、地方揮発油譲与税の減額、環境性能割交付金の廃止による減収分の補填を考慮し、475万円、1,187.5%の増額を見込み計上いたしました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画及び近年の実績等を考慮し、7,619万円、5.6%の増額を見込み計上いたしました。

分担金及び負担金につきましては、松本広域連合への研修派遣をしている職員1名に関わる負担金などの増額により、656万5,000円、129.1%の増額を見込み、計上いたしました。

使用料及び手数料につきましては、公営住宅使用料などの増額により、120万6,000円、2.5%の増額を見込み、計上いたしました。

国庫支出金につきましては、デジタル基盤改革支援補助金などの減額により、4,862万円、28.2%の減額を見込み、計上いたしました。

県支出金につきましては、長寿命化防災減災事業補助金などの増額により、5,467万円、24.8%の増額を見込み計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の実績等を考慮し、1,000万円、20%の減額を見込み、計上いたしました。

繰入金につきましては、基金繰入金などの減額により、1,326万2,000円、4.4%の減額を見込み、計上いたしました。

村債につきましては、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の減額により、1億8,610万円、41.9%の減額を計上いたしました。

その他の収入につきましては、近年の実績を勘案し、計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

総務費では、経常的な経費が主体となっておりますが、地方公共団体システム標準化対応事業などの減額により、2,681万7,000円、4.6%の減額を見込み計上いたしました。

民生費では、住民福祉の一層の充実を図るべく関係事業費を計上、全体的には福祉施設整備事業などの減額により1億6,579万5,000円、21.5%の減額を見込み計上いたしました。

衛生費では、住民の健康増進、維持に向けての関係事業費を計上、全体的には新型コロナワクチンの各医療機関での確保移行などの減額により465万9,000円、5.2%の減額を見込み計上いたしました。

農林水産業費では、農林業振興に向けて関係事業費を計上、全体的には農業基盤整備促進事業などの増額により6,927万8,000円、29.4%の増額を見込み計上いたしました。

商工費では、商工業及び観光振興に向けて関係事業費を計上、聖高原スキー場スノーマシンポンプ整備事業などの減額により、1,253万4,000円、7.0%の減額を見込み計上いたしました。

土木費では、住民の安全・安心を確保し、快適な生活が送れるよう村道の維持や新たな住宅整備事業など、関係事業費を計上、全体的には、緊急自然災害防止対策事業などの減額により5,039万4,000円、12.1%の減額を見込み計上いたしました。

消防費では、施設の適切な維持管理と広域消防との連携、消防団員の処遇改善や訓練に要する関係事業費を計上、全体的には、県衛星系防災行政無線設備更新事業負担金などの減額により、710万9,000円、5.8%の減額を見込み計上いたしました。

教育費では、次代を担う子供たちの教育環境の整備、ICT教育、生涯学習活動の充実や貴重な文化財を次世代に引き継ぐための関係事業費を計上、全体的には、小学校のLED化事業、中学校の多目的トイレ整備事業などの増額により、4,796万3,000円、18.3%の増額を見込み計上いたしました。

公債費では、近年の大型事業実施により起債残高は増加傾向になっており、繰上償還の実施により償還額の平準化を図っておりますが、全体的には、3,695万8,000円、11.8%の増額を見込み計上いたしました。

予備費につきましては、今後の緊急的事態に弾力的に対処できるよう一定額を計上いたしました。

以上のとおり、経常的経費の抑制に努め、事業の重点化を図り、必要な事業は積極的に進めることといたしました。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

保険給付費について、近年の実績を考慮し、456万円、1.8%の増、国民健康保険事業費納付金については、子ども子育て支援金などの増額により、421万円、7.0%の増、全体的には800万円、2.4%の増額を見込み計上いたしました。

引き続き村民の健康づくりと保健意識の高揚、医療費の適正化に努めてまいります。

聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算について申し上げます。

別荘地地上権の販売など、地上権分譲事業が円滑に進められるよう所要額を計上いたしました。

介護保険特別会計予算について申し上げます。

近年の介護認定者の状況などを考慮し、1,000万円、2.1%の減額を見込み計上をいたしました。

引き続き介護保険制度事業の円滑な運営に一層のご理解をお願い申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本年度の県広域連合からの見込み額により、600万円、10.9%の増額を見込み計上いたしました。

次に、公営企業会計について申し上げます。

簡易水道事業会計予算について申し上げます。

引き続き良質で安心・安全な水道水を安定的に供給するため、水道施設の維持管理に万全を期するとともに、健全な運営管理に努めてまいります。

北山浄水場の施設整備事業や配水管布設替工事などの実施を見込み、予算計上いたしました。

下水道事業会計予算について申し上げます。

快適で清潔な環境の中で生活を送ることができるよう、計画的に事業を進めております。

引き続き健全で効率的な管理運営ができるよう努めてまいります。

下水道マンホールポンプ非常用自家発電機設置事業などの実施を見込み、予算計上いたしました。

以上、令和8年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計予算について、概要を申し上げます。

今後も、地方は過疎化、少子高齢化がさらに進み、地域課題は深刻化することが予測されます。加えて、物価高騰や円安の長期化、エネルギーコストの上昇など、村民生活や地域経

済への影響が懸念されております。さらに、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化や南海トラフ地震などの大規模災害リスクは一層高まっております。

このような厳しい状況下におきまして、村民皆様が、安心・安全の中で住み続けることができる村づくりに向けて、村民皆様とともに事業を推進してまいり所存です。

健全な行財政運営を堅持しつつ、デジタル技術の活用や広域連携の強化を図りながら、「地域のことは地域で考え、地域自らが知恵を出し、地域自らが汗を流す」という地方創生をさらに推進してまいります。

引き続き、村政に対しまして、議員各位をはじめ、村民皆様方のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年度予算の提案といたします。

令和8年3月4日、麻績村長、塚原勝幸。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第17号から議案第23号までの7件について、事項別明細の説明、質疑を3月5日、6日にそれぞれ議員全員出席しての常任委員会において、議案の審議、採決または本定例会3日目の3月11日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（清水 清君） 以上で、本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

令和8年第1回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会を開催し、上程いたしました1号議案から16号議案について、提出者より詳細説明を受けますので、委員会室にご移動をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前 9時46分

令和8年第1回麻績村議会定例会（第2日）

議 事 日 程（第2号）

令和8年3月9日（月）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1 番 高 野 秀 雄 君

2 番 中 村 まり子 君

3 番 飯 森 寛 志 君

4 番 宮 下 朗 君

5 番 山 口 利 江 君

6 番 塚 原 利 彦 君

7 番 刈 間 利 恵 君

8 番 清 水 清 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 塚 原 勝 幸 君

副 村 長 宮 下 利 秀 君

教 育 長 加 瀬 浩 明 君

村づくり推進課 長 塚 原 敏 樹 君

総 務 課 長 塚 原 貴 志 君

住 民 課 長 宮 下 佳 康 君

振 興 課 長 宮 下 浩 保 君

観 光 課 長 塚 原 優 仁 君

教 育 次 長 宮 下 信 俊 君

代表監査委員 飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長 市 川 嘉 忠

書 記 臼 井 孝 夫

書 記 峰 田 江津子

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清水 清君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達しておりますので、令和8年第1回麻績村議会3月定例会第2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（清水 清君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、本日の議事日程について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（清水 清君） 日程1、一般質問を行います。

一般質問通告者は7名です。

質問は、自席にて質問を行ってください。

それでは、順番に発言を許可いたします。

◇ 中 村 まり子 君

○議長（清水 清君） 初めに、2番、中村まり子議員の一般質問を許可いたします。

2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） 2 番、中村です。

一問一答でよろしくをお願いします。

まず、各施設の車椅子配置について。

車椅子利用者への配慮は、高齢化が進む中、観光を楽しみたいと思っている高齢者や村民で、足の不自由な方で具合が悪くなる方が増えております。しかし、実際には車椅子が借りられる場所が少なく、あるいは情報が分からないという声を耳にします。

そこでお聞きしますが、麻績村では公共施設において車椅子の配置や貸出しを行っている施設はどのくらいありますか、お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 車椅子の配置につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

各施設への車椅子の配置につきましては、常には役場玄関に 4 台、保健センター玄関に 3 台、また老人福祉センターに 1 台、小学校、中学校にそれぞれ 1 台、また高齢者施設でありますデイみづきやデイひじりの利用者につきましては、車椅子の利用者が多いとなっておりますので、配置しております。また、シェーンガルテンおみにも 2 台の設置がされているところでございます。ほか施設につきましては、施設利用者から車椅子を利用したいという申出があれば、役場より持っていく対応を図っているというような状況でございます。

現在、車椅子の利用につきましては、要請を受けたというようなことは各施設においてあまりないと聞いているところでございますけれども、足の不自由で車椅子を必要な利用者さんにおきましては、自分で使用する車椅子を持ってくるほうが多いというようなことも聞いてございます。

しかしながら、施設利用につきましては、急な体調不良により移動に車椅子が必要となることも考えられますので、総体的にはどのような設置がよいのか、必要なのか、今後それぞれの施設におきまして研究をさせていただければと思うところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） ありがとうございます。いろいろ検討してください。

次に、高齢者や足の不自由な方が安心して生活ができる環境整備を進めてはどうかと考え

ます。村の見解をお聞きます。

高齢者や障害のある方にとって、車椅子があるかどうかは大きな問題です。村内を訪れた方が体調不良などで、特に観光地に着いてから歩くのが難しくなる方も見受けられます。そこで、バリアフリー化など、村内の施設を気楽に利用できる環境づくりが必要ではないかと考えますが、村の考えをお聞きます。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） それでは、お答えをしたいと思います。

車椅子等につきましては、さきにお答えしたとおり、車椅子の使用につきましては高齢者や体調不良者等の状況に応じて使うことが多いと思いますが、配置につきましては各地の状況を総体的に検討させていただき、設置が必要と認められる施設につきましては、今後前向きに対応を図っていきたいと思っているところでございます。

また、バリアフリー化等につきましては、公共施設、ある意味で新しい施設等についてはバリアフリー化というようなこともしているわけでございますし、また旧施設についてはスロープをつけたりというようなことで対応を図っているところでございます。

この全体の公共施設をバリアフリー化にするというのはなかなか難しいという部分もございますので、今後におきましては計画的に、そして施設の改良等を行うときに合わせて、そういう部分につきましても整備をしていかねばと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2 番、中村議員。

○2 番（中村まり子君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

配置する場所のポイントとして、折り畳み式で保管スペースが少なく場所を取らないと思います。購入価格は2 万から5 万程度で準備されるそうです。まず1 台ずつ、車椅子を配置していない施設に配置してみる考えはございませんか。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 車椅子につきましては、高齢者などの利用も多い施設におきましては設置をさせていただいているところでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、観光地等の施設についてはまだまだそういう設置というような部分についてはまだされていない

というようなところでございます。さきにお答えしましたとおり、個々の施設に設置しなければいけないのか、それとも主な施設に設置をして緊急時には持っていくというような対応が図られる等については、設置の必要性等を検討させていただく中で総体的にどういった施設にどういうものを設置していいのか、また車椅子等の種類においてもコンパクトでまた場所を取らないもの、そして緊急時にすぐ持ち出せるというような、そんな施設に設置をしておけば全体的な、総体的にどこへでも持っていけるんじゃないかなと思っていますところでございます。

いずれにしても、そういった施設等の状況、そしてまた観光あるいは地域住民の皆さん方等々のそういう施設利用の状況等を把握する中で、今後総体的に研究をさせていただこうと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） ありがとうございます。

次ですけれども、車椅子導入に対する考えは、誰もが安心して生活ができ、また村内を訪れる高齢者の方が安心して村内の施設を利用できる環境整備の一環として、それぞれの公共施設に車椅子の配置を前向きに検討していただければと思いますが、お考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） さきに申し上げたとおり、それぞれの施設につきまして本当に今、高齢者とか急遽な体調不良というような形の中では、車椅子もというような必要性が必然的に出てくるのではないかと考えてございます。そんな意味で、総体的に全施設等を検討する中で、どういった施設にどういった車椅子を置けばいいかというようなことも検討させていただき、なおかつ観光等の場合においては、拠点となる施設に置いておいて、必要時にはそこから持ち出すとか、そういったような工夫等も研究しながら、またいろんな村民の皆さん方、観光に来てくれる観光客の皆さん方、それぞれ非常時に、そういった意味で使えるような車椅子の設置については深く検討させていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 分かりました。車椅子の設置には費用もかかるとは承知しております。

すが、できるだけ多くの施設に使いやすい車椅子の設置をお願いいたします。

それでは、次に聖高原周辺の整備について質問いたします。

駅前周辺の整備についての考えは、麻績村は豊かな自然や観光資源に恵まれています。一方で、駅前周辺は滞在時間が短く、通過点になっているのが現状です。住民、観光客の方々が長時間滞在してみたい場所として整備をすることで、観光消費の拡大につながっていくと思っております。何年か後には駅前はずばらしく近代化される計画が進んでおりますが、その反面、町並みが乏しく、せっかく駅前が整備されても駅前通りは閑散として、明かりが消えたままですごく寂しい感じがします。

このような状況について村長の思い、また今後の整備についてお聞かせください。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 細かい整備の内容につきましては課長のほうからお答え申し上げるところでございますけれども、やはり駅前というのは村の玄関口というような形の中におきましては、駅前通りのにぎわった昭和の時代から比べると、やはり今商店がなくなり、そして空き家が多くなるというような状況は、これは社会の流れの中ではないかなと思っております。ところでございますけれども、そんな中ではございますけれども、やはり駅前、それから明治町通りというような、昔のにぎわいが戻らないにしても玄関、麻績村の聖高原駅に降りたときに観光客の皆さん方がやはり最初に見た麻績村と、印象が幾らかでもよくなればというようなことで今整備というようなこともしているわけでございますし、またある意味では通勤客の安全性確保というような部分も含まれる中での整備というようなことで、今研究をしているところでございます。

いずれにしてもやはりにぎわいある今になり、にぎわいある町並み通りになればというようなことでございますので、整備等進めていかねばと思っているところでございます。

その中で、今状況等につきましては、まちづくり推進課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（清水 清君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは整備の内容等、状況を説明させていただきたいと思えます。

駅前の整備につきましては、2月10日に第4回目の整備の研究検討委員会を開催いたしま

して、計画についておおむねの了承を得られたということで、村長のほうへ答申されたところでございます。

整備の内容につきましては、朝夕の利用者の安全性、安全の確保を目的といたしましてロータリーを整備すること、それにあわせまして議員おっしゃられるとおり駅前の閑散とした部分があるということの中で、以前からも村の玄関口の整備という中で必要性和それから駅前の商店街の活性化というところが議論されているところでございまして、駅前に住民が集まれるような交流の施設が整備されればということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） ありがとうございます。発展していくことを願います。

次に、地域交流の促進は、駅前に住宅も建設され、若者や村内外からの移住される方の受け入れ体制もだんだん整ってきました。これを機会に、移住・定住の魅力向上にもつなげていきたいものです。

そこでお聞きします。駅前に整備される施設について、現時点でどのような整備を進めるのか、また、交流設備、交流施設としての機能についてお考えをお聞きします。お願いします。

○議長（清水 清君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

交流施設整備につきましては、施設の管理事務所、それからバスの事務所、トイレのほか、誰しものが集えることができるコワーキングスペースやシェアキッチンの対応可能な厨房施設、それから周囲にはイベントのスペースなど、交流拠点となる施設整備を考えているところでございます。

移住・定住ということで、移住者等の交流等の場についてもこの施設の活用をして、にぎわい創出等を図っていければということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） ありがとうございます。

それでは、駅前でマルシェ定期市の開催の考えは。

駅前通りの空きスペースを利用して、キッチンカーの誘致、定期市の開催等、集落強化につなげるよう努力していけたらと思います。役場、商工会、地域おこし協力隊、議会、また

村内外の有識者などの話し合いの場を設け、意見を出し合えば何かが変わる、駅前が活性化して楽しく過ごせる聖高原駅前になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁求めます。

塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

駅前のマルシェ定期市の開催という考えはということでございます。駅前マルシェにつきましては、3年前から地域おこし協力隊による駅前通りを活用した、そよごマルクトを開催しておりまして、整備後においても施設を含めてそういったイベントの活用が図れればというふうに思っております。

今のところ、定期市といったマルシェは考えてございませんけれども、議員おっしゃるとおり各種団体、それから利用者、この中で、そういった形の中でイベントスペースもございますので、それを活用をする中で、そういった方たちの中からそういったご意見が出てくる、またはそういった人たちが実行委員みたいな形を取って運営していくということであれば、それについて村としても支援という形を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） ありがとうございます。いろいろな面で進めていきたいと思えます。

駅前は地域の顔であり、訪れる方、電車を利用する方にとっても第一印象を決定づける重要な空間だと思います。将来的な観光振興及び地域向上のため、村民の皆様で前向きに検討していただければと思います。お願いします。

それでは、次の質問にいきます。

デマンドバス運行について、バス停の位置、時間帯、予約方法等、周知についての考えをお聞きします。12月の高野議員の一般質問で、バス運行改善の答弁がありました。高齢者の方で、バス停の位置、時間帯、予約方法がよく分からないとの意見があり、バスは自宅前まで来てくれるのかと声が聞かれます。住民には、バスの運行等について印刷物などで配布すると思いますが、ぜひ分かりやすく発信、説明等していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからデマンドバスの運行に係る周知の考えという部分でお答えをさせていただきたいと思います。

本村では、令和7年4月より地域循環路線滑沢線經由便におきまして、デマンド型乗り合いバスの実証運行をしております。その際には「ホット・情報麻績」、村の公式ホームページ等への掲載を始めまして、利用登録に係るチラシの配布を併せて行っております。今回の路線拡大につきましても、運行開始の時期に合わせまして、これらの媒体を有効活用した中で広く周知に努めてまいりたいと思います。

議員おっしゃるように、ご利用される皆様、やはり予約の方法等が気になるというところでございます。利用される皆様にとって関心が高いわけでございます。より丁寧な分かりやすい説明に心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） 子供たちのためのことはすごく前向きに見えるんですね。だけど、高齢者の方たちにとって何をしてもらっているのかというのがすごく疑問らしいです。ですから、ぜひいろんなことで発信するよりも、高齢者には多分いろんな面で文、字にしてチラシを配るとか、そういうことをしたほうがいいと思いますので、ぜひそちらのほうにも力を入れてお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁必要ですか。

○2番（中村まり子君） いえ、いいです。

○議長（清水 清君） 2番、中村議員。

○2番（中村まり子君） これからの麻績村を活気づける村として力強く情報発信していくことを願います。

以上で、私からの質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 2番、中村まり子議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 飯 森 寛 志 君

○議長（清水 清君） 続いて、3番、飯森寛志議員の一般質問を許可いたします。

3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 3番、飯森寛志です。

さきに通告いたしました質問事項2点について、一問一答にてお答えをお願いいたします。
ちょっと聞きづらいですかね、大丈夫ですか。

まず最初に、第7次振興計画の進捗状況ということについてお尋ねいたします。

まず、これは村長にお聞きしたいと思います。年始ですとか2期目の村長就任時に、第7次振興計画の進捗についてある程度の発言がありました。ただ、まだまだ文字に残っていないですとか、聞き逃した方があるかと思いますので、もう一度この3か年過ぎようとしている前半の上期、この前半の上期に力を入れた事業の進捗と今後の展開をお尋ねいたします。
よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

第7次振興計画につきましては、今議員のおっしゃられておる現在3年目が過ぎたところでございますけれども、それぞれの事業につきましては推進をしている半ばでございますが、振興計画に沿いながら重点を置いて取り組んでいるところでございます。

各年度の事業の取組につきましては、今言われたとおり新年の同報無線や広報で村民の皆様方に申し上げているところでございます。現在、大きな課題となっております全国的な少子高齢化、人口減少が急激に進んでおり、麻績村の人口も2050年には1,651人になると予測されておりますが、幾らかでも減少傾向が緩やかになればと地域住民、移住・定住促進に向けた空き家の活用や住宅の整備、子育てや教育環境の充実、高齢者や障害者に優しい福祉の充実、農業、商工業、観光事業など、各事業の推進を図っているところでございます。

しかしながら社会の環境は日進月歩、止まることなく早いペースで目まぐるしく進んでおり、常に時代感覚を研ぎ澄まして乗り遅れないように、振興計画と照らし合わせながら事業の推進を今後においても図ってまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ありがとうございます。確かに、全国的に少子高齢化ですとか人口減少はどこの自治体でも頭の痛い問題だと思います。なかなかこれという策は出てこないと思いますが、できれば麻績独自の人口減少対策とかというものを、みんなで知恵を出し合いな

がら進めていければと考えている次第です。

それでは、第7次振興計画の中で第3節にあります、「産業を守り、育て、生かす村づくり」とある村内の産業等の中で、林業について詳しくお尋ねしたいと思います。

まず、林業では、目指す姿で、住民が安全で安心して暮らせる森林環境を目指すというお題がまずございます。そこで、長野県の中にあります中部山岳地域森林整備計画、それと長野県森林づくり指針というものがありますが、これとの連携はどのようになっていますでしょうか。

長野県森林づくり指針に関しましては、令和5年から令和14年という約10年の年月で考えておられるようですが、実際これは平成18年から平成27年、そして平成22年から令和2年というふうに2段階に分かれて進んできておりまして、令和2年の段階で延長期間2年という指針で進めているものでございました。その中では、新たな指針の政策として、森林の若返りや森林整備を支える担い手の確保、育成等の視点を強化するということで進んでいるようであります。目指す森林の姿、おおむね100年先には、針葉樹林、広葉樹林、この混在した林がバランスよく配置され、多様な林の年数、樹種から森林の形成、多面的に機能が継続できるように発揮したいというような部分がありました。

また、中部山岳森林整備計画につきましては令和8年から令和18年という、これも長い年数がありますが、特に麻績村の管区内、松本地域振興局区内、これは松本市、塩尻市、安曇野市、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、そして当村の中にありますが、この2つの村づくり指針と整備計画、麻績村の今やっております森林整備計画との関連をお聞きいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

長野県森林づくり指針と中部山岳地域森林整備計画、それから麻績村森林整備計画の関連というところでございますが、まず長野県森林づくり指針、これにつきましては県内全ての森林、それから林業施策の基本的な考え方、それから方向性を示す、言わば県全体の設計図に当たります最上位の方針であります。これに対しまして、中部山岳地域森林整備計画につきましては、その県全体の方針を踏まえた上で中部山岳地域という地域特性に即しまして、どこでどのような森林整備を進めていくかを具体的に示した計画とあります。つまり、長野県森林づくり指針が県全体として目指す森林づくりの方向性を示しまして、中部山岳地域森林整備計画がその方向性を地域レベルで具体化したものという関係にあります。

麻績村森林整備計画につきましては、この県の2つ、長野県森林づくり指針、それから中部山岳地域森林整備計画と整合性を図りながら、これは策定をしております。村が進めているマツクイムシの被害対策、それから里山林の保全活用といった取組につきましては、いずれにつきましても県の指針、それに示された基本方針に沿ったものでございます。

今後も県施策と連携しながら、地域の実情に即した森林整備に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 全体の長野県の森林づくりという中での各地域、松本地域振興局の区域内ということで、だんだんと計画が具体的になっていくという部分ではというふうにご説明いただきましたが、実際その長野県森林づくり指針の中で、基本方針として県民の暮らしを守る森林づくり、県民が恩恵を享受できる森林づくり、持続的な木材供給が可能な森林づくりという、この3つの基本方針がありますので、これをできるだけ麻績の森林整備計画の中にしっかりと落とし込んで、確かに長いスパンにはなるとは思いますが、住民、村民に分かるような計画と実施のほうを進めていただければと考えております。

それでは、その麻績村森林整備計画の中で、次の分でございますが、この令和元年、平成31年から始まったこの森林計画でございますが、今の状況の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

実際今、枯れ松の面積が拡大している現状でありますので、今枯れ松の状況の把握している面積、これをお尋ねしたいと思います。実際把握している中で伐倒地域の面積、これから伐倒する予定のある面積、地域がありましたらお尋ねいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

まず、麻績村森林計画の進捗状況というところでありまして、まず進捗状況につきましては、これまでマツクイムシ被害への対応というところで中心に森林整備事業を実施して、一定の成果を上げているという認識をしております。また、森林経営管理制度に基づく事業につきましても、現在村内において段階的に意向調査を進めているというところがございます。森林計画における進捗状況は以上でございます。

また、マツクイムシの面積、被害状況というところでございますが、現在村内の民有林で

ございますが、森林面積が2,337ヘクタール、そのうちアカマツ林が761ヘクタール占めております。しかしながら、枯れ松に関しましては被害面積というものを、これを正確に把握することは大変困難な状況にあります。把握している状況を申し上げますと枯損木の被害状況につきましては面積ではなく材積、いわゆる体積で把握しております。県のほうにも材積のほうで報告しておりますが、現在までに1万7,439立米の被害材積に対しまして、これまで9,846立米の枯損木を処理をしております。

それから、今後の伐倒ということにつきましては、なかなか現時点で具体的な数値をお示しすることが難しいわけでありましたが、補助事業の実施可能な範囲で今後も進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ありがとうございます。なかなか面積という部分に関しては厳しいかなとは思いますが、実際把握している立米で見て約半分という、今状況なんですね。実際、この地域というのは主にあれですかね。村有林が主な対象地域になりますか。どうですか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

村有林もございますが、補助事業を入れている部分につきましては、当村におきまして守るべき森林という部分で位置づけておるところ、これは個人の所有の部分も含めております。その辺は個人のほうに承諾を取ってということで、麻績村につきましては、ちょっと繰り返しになりますけれども、守るべき森林という部分、この辺を中心に事業を展開させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 確かに村内の約70%が森林という当村の面積なんですけれども、以前アンケート調査をしましたよね。なかなか回答が全て集まらないというのもちょっとお聞きしておりますが、実際その森林計画に対しての民有地のアンケート調査に関しては、どのような今状況になっておりますでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

以前というか、今も進めさせていただいている部分につきましては、森林の今後の整備に係る意向調査を進めさせていただいております。令和4年度につきましては日向地域中心にアンケートのほうをさせていただいておりますが、回答率が約60%ほどで、村に管理委託希望という方が約80%を占めているというところでございます。

現在までに、今、女淵、それから野口地域のほうを中心に意向調査をさせていただいておりますが、同じくこの地域は9割ぐらいの回答率があったんですが、ただ、やはり村に管理委託希望をされている方が8割と、80%というような状況です。日向地域、それから女淵、野口地域を中心に意向調査を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 非常に厳しい数字だと思います。実際、森林の管理を民間がという部分に関しては、かなりもう代が替わったり、相続しても実際俺は分からんというのが現状かなと思います。その点では、当局のほうにかなりの負担をかけてしまうのかなと思っておりまますので、その点の今後の進め方に関してはいろいろと議会のほうとしてもしっかりと調査しながら、協力しながら、この住みよい村づくり、森林を残していければなと思っている次第です。

実際、今伐倒やっただいただいている事業もございまして、目に見えている部分もかなり多くなってきました。そこで、伐倒後のこの材の搬入先についてお尋ねしたいと思います。一部ではF・POWERのほうの燃料ということでお聞きしておりますが、今、F・POWERのほうの実際の経営状態が一時よくなかった分がありまして、実際その搬入の麻績のこの材の状況はどうなのかというのと、あと建材として販売できているのかどうかもお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

倒材の処理につきましては、議員おっしゃるとおり枯損木の一部につきましては木質バイオマス燃料として活用をしております。それから、ほかに杉等、道路支障木につきましても、利用可能な木材につきましては合板材とか建築材として、そちらのほうで利用をしているような状況であります。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 実際今、建材として、かなり見込みのある森林が麻績の中にあるんでしょうかね。そこら辺の今、見通しはどんな感じでしょうか。ちょっとこの質問の中には入っていませんが、把握している分だけでもお答えできればなと思っております。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

建材として利用できるという部分については、今カラマツが中心というところで聞いております。ただ、それはそこを施業する事業体というところによりますけれども、杉についても一部利用可能なものもあるというところで、そういう部分につきましては建材としても利用させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 私どもの地域の山でも、しっかりと大きな面積を持っているんですが、伐倒の年数よりちょっと過ぎてしまって、建材には向かないという業者の話もありました。麻績の中の森林もかなりそういう部分が多いかなと思いますけれども、できるだけ利用できる材に関してはしっかりと後押しをしていただいて、材の提供のほうもお願いしたいなと思っております。

そこで、この森林を管理するのに今、この当村の中で非常に人材が不足しているという話も聞いております。今、実際従事している人たちの中でも、かなり若い人たちもいるんですが、人数が少ないという部分がありまして、そこで今、木曽にあります長野県林業大学校という学校がございます。ここの森林管理ですとか人材育成について、何か麻績として連携ですとか協力というような考えはありますかどうか、お尋ねいたします。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

林業従事者の育成・確保につきましては、村内にも既に林業に携わっている方がいる一方、担い手不足は課題であると認識をしております。新たな担い手の確保につきましては、これは関係者と相談しながら取り組んでいくということと、県とか関係機関とも連携しまして、今議員おっしゃられたとおり長野県林業大学校等との協力の可能性ということになってしまっているんですが、こちらにつきましても情報収集を行いながら今後検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 3 番、飯森議員。

○3 番（飯森寛志君） なかなか業者というものが非常に少なく、業者の中でも後継者がいない、ニーズが少ないという部分があります。できるだけ行政機関、このような大学校の卒業生ですとか、実際そこで学んでいる学生たちとしっかりと連携を取りながら、森林の管理というものは進めていければと考えている次第です。

この中で、あと、ちょっといろいろ調べた中で、次の質問要旨にまいりますけれども、里山林活用化による多面的機能発揮対策交付金というものがあまして、これを使うのにはかなり制限があつて、一個人では非常に難しい書類等々を出さなければいけないという部分がありますが、ここら辺の交付金の活用状況は把握されておりますでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

里山林活用化によります多面的機能発揮対策交付金につきましては、議員おっしゃるとおり、この交付金につきましては地域住民の皆様が主体となって里山林の保全管理、それから森林整備に取り組む活動を支援をするということを目的とした制度でございます。一方で人口減少、それから高齢化の進行によりまして、地域において住民の皆様自ら森林・山林整備を継続的に担っていく体制づくりにつきましては、以前に比べ難しさが増している状況にあると認識をしております。

制度そのものは整っているものの、実際の活用にあたっては担い手の確保、それから活動の継続といった点で課題が生じやすいと。特にこの交付金につきましては、住民主体の取組を前提としていることがありますので、地域の実情によっては制度の活用が進みにくい場合があるのかなというようには感じております。

交付金事業の活用を検討する団体・地域がありましたら、村といたしましても地域の実情に応じた無理のない関わり方で支援をしていくということが重要であるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（清水 清君） 3 番、飯森議員。

○3 番（飯森寛志君） 実際、この交付金に関しては林野庁の事業でありますので、国の事業の中の一つの一環かなと思います。実際、地域活動型ですとか、中で森林資源活用ですとか、竹林資源活用ですとか、副業実践型ですとかあります。ただ、この中では1ヘクタール当たり交付金に関しては年間で12万ですとか33万ですとかで、金額的にはかなり厳しい金額な

んですね、実際事業するのに。そこへ持ってきて事前準備として活動組織の設立ですとか、活動する森林の決定、地域協議会へ申請したり、組織規約ですとか協定書だとか、たくさんの書類を出さなければいけない。これは先ほど申しましたとおり、民間の一事業者がやるには非常に大変困難な部分があるかと思います。

実際、活動実施として、モニタリング調査の実施ですとか活動記録の保存ですとか、また報告の中では活動実績の取りまとめ、活動記録の提出、交付金活動の量の状況ですとかというかなり書類が厳しいものが、大変なものがあります。できれば当局のほうで後押ししていただいて、この交付金の有効な利用ができればなと思っておりますが、そこら辺の後押しはいかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

この交付金につきましては、議員おっしゃるとおり非常にハードルが高いものなのかなという認識でおります。基本的には、その団体等がどうしてもこの地域協議会のほうに直接申請をして採択をいただくという交付金でございますので、そこについて何らかの事務処理を行政のほうで行うということは非常に厳しいのかなというような認識であるんですけれども、繰り返しになりますが村といたしましても、そういった団体があれば丁寧に相談に乗って、丁寧な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） ちょっとあれですね。この交付金に関しては、なかなか歯切れのいい返答がいただけないという交付金のようなので、できるだけ後押ししていただければと思っている次第です。

次の質問事項にまいります。

前回と同様、有害鳥獣の質問になります。また振興課のほうの質問と重なって恐縮ですが、今、今後発生し得る事案だと思いますので、ご検討のほうよろしく願いいたします。

これについて、まず猿対策です。実際、この地域では、はぐれがここ何年かで少し目撃されている程度で済んでおりますが、昨今近隣の知人から、麻績村では猿被害は出ているかという問合せがありまして、何回か離れ猿は見るといふ返答をしましたら、最近は松本、あと大町、安曇野から北上してきている群れがかなり見受けられるということがありまして、

そのうち麻績にも入っていくんではないかと、近いうちに入るんではないかと非常に知人も心配しておりました。

知人の話では、田舎ではよく2階では鍵をかけずに外出しておる部分がありますが、この2階から猿が侵入して家の中をめちゃくちゃにされたという事例もあるようです。まだ被害がないんですが、この猿対策について麻績村としてはどういう対策を今後取っていくのかお聞きします。

ただ、このニホンザルに関しては、基本的には群れで行動し、非常に高い学習能力と器用な手足を持つため、農産物や人への被害が生じやすいという部分がございます。行動パターンについては、通常数十頭の母親の群れで行動をしているということで、実際県内では、はっきりした数字ではありませんが、農産物被害は年間で約6,000万くらいあるんではないかというふうに推定されております。県内では、令和4年度に約1万1,000から1万6,000頭、210から310群れですね。これが令和ですね。増えております。平成9年では6,000から9,000頭の数でした。群れでは110から160群れということで、かなり頭数と群れが増えているということです。

実際、長野県では農業被害対策として猿を捕獲しております。実際、安曇野ではもう猟友会のほうで許可を取りながら捕獲従事をしております。ただ、猿は1947年以降、狩猟鳥獣から外されているという動物でもあります。そこで今、長野県の全体の取組として、野生鳥獣対策本部を設置して、関係部局が連携して総合的・効果的な対策を推進しているという話です。ニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、地域ごとの健全な維持を図りつつ、人身被害や農林被害の抑制を目指すというのが今の県の姿勢ですが、麻績村としてどのような対策を今考えておるかお尋ねいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

現在のところ、当村におきましては農作物の被害、それから人的被害の報告は確認はされておられません。現時点で、過度な対策を講じる状況にはないのかなというような認識でおります。そのため、被害が発生していない段階で一律に強い対策というものを行うことはなく、目撃情報の把握を基本として出没状況を注視すること、これを初動対応ということで考えております。

今後目撃の増加、それから被害の発生など、状況が顕著に現れてきた場合につきましては、

その段階に応じて具体化を検討するということで、段階的に対応していく考えであります。

以上です。

○議長（清水 清君） 3 番、飯森議員。

○3 番（飯森寛志君） 確かに被害が出ていないので、まだ対策はということは分かりますが、被害が出てからでは対策が非常に大きなものになってしまうと思います。計画の段階でしっかりと対策を立てて今後につなげていければなと考えておりますが、実際今、長野県で猿による被害の多い地域は佐久市の望月地域、南信州地域、特に下伊那ですね。これについては長野県の農業被害額の約 3 割を南では、この下伊那では発生しているという状況です。松本地域に関しましては、主に北アルプスの山地、山麓に群れが分布しているというのが目撃されております。

農業被害が継続して発生しているという部分もありまして、松本市、安曇野市では農業被害が多くなってきているというのが現状です。ただ、この東部、松本のエリアの東部、この筑北、麻績の東部に関しては少数の集団を目撃している程度というのが今の現状ですが、先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、今後北上してくる可能性が非常に高い動物でありますので、しっかりとした対策を立てる必要があるかなと思います。

長野県では、猿の対策については、ヤギの放し飼いですとか、LINE のアプリを活用してですとか、エアガンによる追い払いですとか、いろんなものがありますが、ここら辺の策をまた後でも質問いたしますが、今までの鹿・イノシシの対策以上のものをしていかないと、農業被害がもっと増えてくるのではないかなと思っております。

そこで、この長野県の特定鳥獣保護管理計画、これと麻績村の鳥獣被害防止計画との連携をお尋ねいたします。何か同じようなといいますか、あるのでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

長野県の特定鳥獣保護管理計画と麻績村鳥獣防止計画との連携はということでございますが、これにつきましても当然、県の計画とは連携をさせていただいております。この県の計画に基づいて村のほうの計画を立てている、位置づけているというところでございます。

県の計画につきましては、基本は追い払い、それから個体数調整と。必要であれば個体数調整というものが位置づけてありますが、麻績村の防止計画につきましてはあくまでも初動体制ということで、まずは被害が確認されていないので、まずは追い払い等を実施する。必要に応じて個体数調整もやむを得ないというような部分の中で、連携をさせていただいて

おります。

以上です。

○議長（清水 清君） 3 番、飯森議員。

○3 番（飯森寛志君） この質問の部分はあれですかね。なかなか被害がないので実感がないというのが皆さんの印象かなとは思いますが。ただ、前回もお話ししましたが、熊の出没に関しても、ここ数年急に増えてきている例もございます。今、離れ猿に関しましても本当に少数、1 頭、2 頭の離れ猿だけの目撃だけであればいいのですが、先ほど申しましたとおり集団で入ってこられると、もうここに居着くという部分がございますので、しっかりとした計画が、対策が必要かなと思っております。

実際、先ほども申しました長野県第二種特定鳥獣管理計画につきましては、令和 6 年から令和 11 年までの計画でございます。この中で、ニホンザルの現状ですとか総合的な対策ですとかという部分がしっかりと示されております。その中で、先ほども課長言いましたが、実際追い払いですとか、あとは個体数管理ですとかという部分をしっかりとやっていかないと、ちょっと見たよ、あそこにいるみたいだよではなかなか対策にはならないとは思いますが。

麻績村の鳥獣被害防止計画の中にしっかりとニホンザルという項目が入っておりますが、これは令和 5 年から令和 7 年度の計画でありまして、令和 8 年度からはまた新しい年度が始まるので計画には乗ってくると思いますが、実際、今後具体的にどう持っていくのかという部分を、何度も言いますが、しっかりと対策を取っていただきたいなと思っております。

そこで、離れ猿のときもそうだったんですが、村内での目撃のときにはどのような連絡をして、どのような対応方法を取ったらいいのか、今の状況をお尋ねいたします。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

猿の目撃情報、それからカメラ等による確認があった場合でございますが、まずは役場のほうへご連絡いただくことを基本としております。その上で、人身への危険が想定される場合、それから住宅周辺の出没など、状況に応じては警察とも情報を共有し、注意喚起、安全確保を優先とした対応を行います。過度に刺激することを避け、冷静に状況を把握し、必要な関係機関へつなぐ初動対応を徹底する考えであります。

以上です。

○議長（清水 清君） 3 番、飯森議員。

○3 番（飯森寛志君） そうでしょうね。まず役場に連絡して、どうするか。実際、野生動物

に関してはしっかりと相対してとなると、かなり危険もあります。特に猿の場合は、目と目を合わせると襲ってくるという部分がございますので、目を合わせないというのが一つの方法かなというふうに聞いております。

そこで、次の質問要旨に移りますが、離れ猿への対応と集団時への対策、これに関しては追い払いですとか捕獲・駆除に関してでございますが、実際離れ猿の対応というものに関して一つお話しさせていただきますと、離れ猿が雄の場合、これは一過性であるという部分が多いというのが一つの資料の中であります。つまり、雄が離れで来ておりますと、そのまま自然消滅する可能性が高い。ただ、この離れ猿が雌であるということは定着性が高いという部分がございます。ただ、私も猿がどれが雄でどれが雌だかというのはちょっと把握ができないので、ここら辺の把握の仕方をしっかりと再度確認はいたしますが、雌の場合は定着率が高く被害の部分が長期化するというのが一つの状況のようです。

そこでニホンザルの、離れ猿もそうなんですが、捕獲、追い払い等々ですするわけですが、追い払いについては花火ですとか、先ほど出しましたヤギの放牧ですとか、あとは軽井沢でやっておりますモンキードッグ等々ではありますが、それでもなかなか逃げていかない部分に関しては捕獲という部分が当然出てくると思います。ニホンザルの捕獲については、主に箱わなですとか囲いわなで、さらには銃器という部分で駆除等があると思いますけれども、そこら辺の捕獲用の銃器に関しては今、麻績の中ではどのように所持しておりますでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

今現在、猿の捕獲等の器具、そういったものは村のほうでは保管といいますか、はしていません。ただ、農作物の被害等、そういった部分につきましては今、電気柵の補助金等もありますので、そういった部分では電気柵、猿用の対策の柵というものもあると思いますので、そういったものも活用をしていただければと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 何度も申しますが、被害が出ていないのでなかなか対策、対応は難しいかなと思います。実際、捕獲にしても、猿に関しては割と特殊な大型おりが必要だということのようです。これは別名、地獄檻というような言い方をされているようで、これは一度

に複数の猿を捕獲できるというおりのようです。それと先ほど課長申しました電気柵ですが、この電気柵に関しては長野式電気柵というのがございまして、ネット柵と電気柵を組み合わせた複合柵です。これは、下に金網の柵に電気を通し、その上に鹿・イノシシの電気柵を２段階に張るというものでして、これが兵庫県の中では、おじろ用心棒という名前で今、設置されているようです。

これに関しては、今の鹿・イノシシの電気柵の約３倍ぐらいの費用がかかるものですので、実際これは費用の補填ですとか予算の立て方ですとか変わってくると思いますが、このような電気柵の部分もありますので、検討していただきたいと思います。

特に麻績村は果樹の多い地域です。猿に関しましては、ちょっとした枝から飛んで入っていきます。できるだけ高い柵、それと果樹園の周りのしっかりとした環境整備が必要になってきますので、なかなかやるには各個人では厳しいかなとは思いますが、このような費用がかかるという部分も念頭に置きながら対策を練っていただきたいと思いますが、そこら辺はまだまだ先の話とお考えでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

繰り返しのになってしまいますが、現在のところ過度な対策を講じるという予定はありませんが、そういった被害が著しく現れてきた場合には、そういう大型の場合はちょっと補助事業等もあるのかどうなのか、そういったところも県のほうに確認しながら進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（清水 清君） ３番、飯森議員。

○３番（飯森寛志君） 実際、先ほどありましたおりで捕まえた猿、これに関してどのようにその後対応していくかということに移っていきますけれども、ある駆除方法としてはGPS機能、GPS発信機をつけて、首輪をつけて猿をほかの地域っておかしいですけれども、山奥に追い払うという部分もあったり、実際捕獲した猿というか鳥獣を駆除するときに、ちょっとつらい話ですけれども殺傷という部分もどうしても出てきます。

その場合、捕獲したものに関しては全部持ち帰らなければいけないというのが長野県の中の一つの方針というんですかね、決め事になっております。この捕まえた部分に関してはどのように、まだしっかりと対策が出ていないので何とも言えないんですが、どのようにするべきか、ここら辺の策、考えがあればお答え願いたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

ちょっとそこまでの考えというものは、なかなか今こうだということを申し上げる段階にはないという認識であります。ただ、他地域等もやはり捕殺にはなかなか抵抗があるという部分の中では、個体数調整よりはどうしても追い払いのほうが中心になるというようなことも聞いております。

今後そういうことが現れてくれば、行政ではなく猟友会のほうともその辺はしっかり協議検討させていただければと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 3番、飯森議員。

○3番（飯森寛志君） 基本的には追い払いだと思います。追い払いにするにしても、じゃ誰がやるのかという部分が出てきます。当然、今の状況の中では猟友会という部分が出てくるかとは思いますが、実際追い払いを続けていくと人慣れというのが出てきますので、その後の対策をどうするかというのはまた検討していただければと思います。

先ほど申しましたとおり、捕獲された猿に関しては全量持ち帰らなければいけないというのがありますので、それをどう処分するかというものを含めて、さらにどこでするのかというのも含めて検討のほうお願いしたいなと思っております。まだまだ実感のない対策なので、しっかりとした策はできづらいとは思いますが、先ほども申しましたとおり、起きてからでは遅いので。できるだけ手を先に打って、じゃ発生しそうなときにはこのような手を打つというようなことで進めていければ、この地域の果樹園、農作業の被害もそんなに多くならないのかなと思っておりますので、その対応策だけであればお願いしたいなと思いますが、再度いかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今の猿につきましては、大変被害という部分になりますと、今言われたようないろいろ電気柵とか、いろんなネットとかあるわけですが、鹿とかイノシシみたいに一方的に来るのではなくて、猿におきましては本当に空中を舞ってくるといような部分がございますので、実際的にはもう全部を囲わないとなかなか猿被害については対応ができないというような、そういった被害地のそういう前例等を聞きますと、皆さん

そう言っているところでございますけれども、实际的に猿が来たということになると、追い払ってもなかなかこれ、利口な猿でございますので、一旦追い払っても何回も来るというのが実情になってくよいかと思います。

熊の被害も、今まではお仕置きをして逃がすというような対策できたわけでございますけれども、今人身被害というような部分になってまいりますと、やっぱり殺傷というような部分も市町村長に委ねられたというところでございます。猿も集団で群れで来るというようなことになると、やはり捉まえて、それをほかに逃がしたところでまた来るということになりますので。そういった部分の対策につきましては、今後本当にどうしたらいいかという部分につきましては、事前に研究していくことが必要じゃないかと考えているところでございます。

いずれにしても、今のところは麻績村においては猿というような被害が申し出てくる方がいないわけでございますけれども、今後は近隣まで来ているということになると、いずれは来るというような課題ございますので、そういった中におきましては事前にそういったときにはどうしたらいいかというような、今議員のおっしゃるとおり、事前にいろんな方策を検討する中で、来たときにはその対応を即座にするというような形の中で、今後研究が深められたらと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 3 番、飯森議員。

○3 番（飯森寛志君） 非常に前向きな回答ありがとうございます。なかなか発生していない部分に対しての対策というのは、何回も申しますとおり大変でございますが、村民の生活をしっかりと守っていきたいと思いますので。議会もそうです。実際やる猟友会ともしっかりと話し合いながら対策のほうを立てていければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 3 番、飯森寛志議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取ります。

再開は10時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（清水 清君） 再開いたします。

◇ 宮 下 朗 君

○議長（清水 清君） 4番、宮下朗議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 4番議員の宮下朗です。よろしくお願いいたします。

本日の質問内容は、通告いたしました3項目について一問一答形式で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、持続可能でコンパクトな村づくりということでお伺いしたいと思います。

昭和31年に旧日向村と麻績村が合併いたしまして70年が経過いたしました。当時5,000人以上だった人口が現在は2,300人余りとなっております。10年後には2,000人を下回ることが予想されております。麻績村が今後10年、20年と続くためには、様々な分野でスリム化、コンパクト化が必要になってくると考えております。そこで、幾つかの分野につきまして、現在の状況と今後の計画をお聞きしたいと思います。

まず最初に、公共施設の統廃合についての今後の方針をお伺いしたいと思います。

平成29年3月に麻績村公共施設等総管理計画が策定されまして、間もなく10年が経過しようとしております。改定は1回行っているようではございますけれども、それとあわせまして平成31年には麻績村公共施設個別施設計画も策定されておりますけれども、現在の施設の管理状況と今後の計画見直し、改定等の予定をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答え申し上げます。

公共施設の統廃合についての今後の方針はというようなことでございますけれども、公共施設につきましては文化系施設あるいは産業系施設、保健福祉施設など、あわせて道路橋梁下水道施設など、インフラ施設なども多くあるのが実情でございます。それぞれの公共施設につきましては、長年の村民皆様方のニーズにより整備されてきた施設や日常生活を維持す

るために整備された施設など、目的を持って設置され運用されてきているものではないかと思われるところでございます。

しかしながら、今議員の言われるとおり少子高齢化や人口減少、それから税収減などによりまして社会環境は減少傾向に進んでおり、現在ある施設や規模の施設が必要なのか、また精査が求められるものと思いますし、今後移転、統廃合、用途変更、それから用途廃止も視野に入れながら、総体的に施設の有無について研究をしていく時期でもあると考えているところでございます。

新たな施設を建設となれば、現在の物価の高騰により建設単価も以前の倍ぐらいになっておりますので、なかなか新たな施設の建設は難しいと思われ、耐震化や長寿命化、LED化などの中、使える施設は使ってまいりたいと基本的には考えているところでございます。

その中で特に老朽化した福祉センターと山ぼうし作業所につきましては、効率運営を考えた統合施設として建設をさせていただきましたが、今後におきましても施設管理の経費の削減に向けまして、麻績村公共施設等総合管理計画あるいは麻績村公共施設に対する個別施設計画等々を踏まえながら、今後、施設の在り方も研究できればと考えているところでございます。

また、こういった施設、こういった計画につきましても、時代感覚の中でやはり適度・適切の中で、また計画の変更等、策定が図れればと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4 番議員、宮下議員。

○4 番（宮下 朗君） 山ぼうしさんの企業センターにつきましては、長年の懸案でもあり、行政の皆さん、関係の皆さん、大変感謝申し上げますところでありますけれども、しっかりと管理計画に沿って長寿命化、また統廃合も見据えて譲渡、それから売却等の考えもあると思いますので、ぜひ村民、また外部の有識者等も交える中で、そういう検討も引き続き行っていただきたいと思います。

ここでもう一つ、この管理計画の中のフローチャート、今後の方向性の考え方とかいうものにもありますけれども、やはり個別施設につきましてはその統合、複合化、それから長寿命化というような中で、やっぱり今回のような指定管理ということも出てきていると思います。いろいろな指定管理だけでなく業務委託とか、そういう方向性も出てくると思います。

それで、今回 1 番議員のほうからはシェーンガルテン等の指定管理についてもご質問あり

ますけれども、私も1点だけちょっと質問をさせていただきたいことがありまして、1つは前回もちょっと質問させていただいたんですけれども、指定管理の公募方法と選定方法なんですけれども、これはシェーンガルテンだけじゃなくて、前回の大峠でしたか。そういう大峠もありましたし、あさつゆ跡地もありましたけれども、やっぱり全国的ではありますけれども、応募が1者しか現れなくて、それで管理料が高騰するという問題が全国的にも多発していると聞きます。

こういう中で、やっぱり応募についても今回もホームページのみという情報も聞いております。また、選定に当たっても、庁内の課長さんたちのみで行われたということだと思いますので、そこら辺やっぱりたとえ1者といえども、外部有識者を入れて精査する必要があるんじゃないかなというふうに私は考えるんですけれども、前回もやりましたけれども、この点について村長、今後の指定管理業務委託の考えもありますので、この点についてひとつお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 公共施設の指定管理につきましては効率運営、それから経費削減というような形の中で、企業のそういった力をお借りして運営をしていくというようなことで指定管理に出すわけでございますけれども、今、公募につきましては、なかなか今、公共施設、企業さんのほうにおいてももうかる施設、もうからない施設等々、そして自分たちのマージンがどれだけ取れるかというような形等々、研究される中でこういったものに応募してくるというような形であるのではないかと思っているところでございます。

今、多くのこういった公共施設等につきましても、なかなか企業さんのほうが指定管理という部分で応募してこないという実情が、各地でそんな報道もされているわけでございますけれども、やはり公募につきましては一般的に、全国的にという形の中で、できれば多くの皆さん方に応募をいただいて、なおかつそういった書類審査の中でどれだけ指定管理料等々も削減できるかというようなことが比較できればいいんですけれども、なかなか比較もできないという状況の中での対応という形になってございます。

いずれにしても、まだまだそういった形の中で指定管理という部分で企業のほうから申出があるだけいいかなという部分もございまして、やはりそういった中でこういったものを、じゃ、強いて言えば村営でという形になりますと、なかなか村営ということになりますと、そういう経費削減の部分でなかなかできないという形

の中においては、倍以上の経費をかけなければ運営ができないというようなのが実情でないかと思っていますところでございます。

今後においても、公募については広く世間に知らしめるべく、多くの皆さん方に応募いただくような形で今後実施をしていきたいと思っていますところでございますし、また今回1者というような部分の中におきましては、なかなか外部の皆さん方へお願いをして、その委託料を払って、それだけの効力があるかないかというような部分も検討させていただいたところでございます。今後においてそういった指定管理の中で多くの皆さん方が応募してくる、また、ある程度応募された中身の詳細について研究を深めて、より指定管理料を縮小していくというような形の中においては、第三者のそういった機関のご意見も必要になってくるのかなという部分も考えられますので、今後につきましてはそういった部分で深く研究しながら、この指定管理の対応については図っていききたいと思っていますところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、やはり1者のみというのが一つの問題であると思ひます。これは全国的な課題であると思ひますけれども、その中でやっぱり公募前に応募者、こつちの行政さんのほうで、公募前に事前にこういうアンケートというか、その候補に向けてこういう条件なら、どういふ条件なら受けられますかとかいふそういう事前審査というか、事前のアンケートとか要望とか、そういうことを聞いて、それでそういうものに沿って公募をかけていくというような方式もあると聞いております。

それで、とにかく1者だからこそやっぱり精査しなきゃいけないという部分があると思ひますので、ぜひ今後増えてくるといふソフト面というか、経営面で取捨選択というか、村営で続けられないといふなら十分分かりますので、そこら辺のところの募集の積極的な募集方法と、それからまた選定方法もぜひ熟考していただきたいと思ひます。

続きまして、これにもちょっと関連してくるんですけれども、やっぱりこれも前々回の一般質問でやらせていただきましたけれども、公共施設というだけではなくて、村所有の施設、聖高原の別荘地でありますとか、明治町の旧病院の跡とか、そういうところに村有地があると思ひますけれども、これについてもちょっと解体等のするしかないと思われるような施設が幾つかあると思ひますけれども、この点に関しての計画とかお考えのことありましたら、村長に伺いたいと思ひます。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） なかなか公共施設、潰すという部分になりますと大変費用がかかるといような形の中で、ちゅうちょをしているわけでございますけれども、できれば誰かに活用していただければとそんな期待もしながら、施設等もあるわけでございますし、今後においてはああいった施設を活用していただける方がいれば、本当に無料でも貸してもいいんじゃないかというぐらい考えているところでございます。

しかしながら、老朽化してきてもう使えないというような部分につきましては、今後いろんな施設等については研究しながら、そして検討しながら、一気にというわけにいきませんが、随時整備をする中でまたその整備をした跡地についても研究をしていかなきゃならないというようにもございますので、総体的に今後研究をさせていただければと思うところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 計画的な解体ということもぜひ考慮に入れていただきたいと思います。もう使えないと思われるような施設も幾つかあると思います。ぜひ、柔軟な対応ということもありますし、これからますます解体費用とか高騰していくと思います。そういう意味でも、柔軟で早急な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、村営住宅について伺いたいと思います。

昨年度1棟、今年度1棟という形で明治町の駅前地区に集合住宅が完成しました。現在も1棟の入居募集中ということが終わったということなのか、ちょっと判断できませんけれども、入居者が入ってくるということだと思います。今後、村営住宅につきまして継続的に建設していくのか、また建設していくなら集合住宅、個別住宅、またどちらの方面に建設していくのかというような予定を村長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） それでは、村営住宅の建設計画ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

村営住宅につきましては、現在各種、種類あるわけでございますけれども、個別の住宅が今69棟、それから集合住宅、明治町の駅前にあるようなものが4棟で20室、20世帯という状況でございます。全体としては、ほぼ入居が埋まっている状況であります。

村営住宅の整備につきましては、移住・定住の促進、若者世帯の住居環境の確保といった観点から一定の役割を果たしてきたものと認識をしております。一方で人口動態、それから住宅需要の将来的な見通しを踏まえますと、単に建設を進めることよりも、将来的に空き住戸が増加する可能性も否定できない状況でありますので、今後建設につきましては、現時点で一概に拡大を前提とするものではなく入居状況、それから需要などを十分に見極めながら、必要性を認められる場合に限り慎重に検討してまいりたいと思っております。

それから、戸建てなのか集合住宅なのかという部分につきましても、これはこの事業を踏まえる中で検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 村長に答弁を求められておりますが、村長何かお考え、答弁ありますか。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、住宅の今の実情、それから今後の方向性については課長のほうから申し上げたというところでございます。いずれにしましても、住宅を建てることはいいんですけれども、その後入居等々において、やはり空き家が出てくるということになるとなかなかこれは難しい部分もございます。それから需要と供給というような部分もございますし、なおかつ村の人口も減少傾向にあるというような形の中で、どれだけ外からこの住宅事情、困窮している皆さんに来ていただけるかというようなこともございますので、飽和状態にというのはどの時点が飽和状態なのかと大変難しい部分でございますけれども、今後もより多くの皆さん方に住んでいただく住宅整備については、今後につきましても検討を重ねながら整備を進められればと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 村長、常々おっしゃっていらっしゃいます、持続可能でコンパクトなという言い方もしていらっしゃると思うんですけれども、やはりインターから役場、聖高原駅、信金、J Aの給油所、それからA・コープ、郵便局、セブンイレブンと続く、この周辺の半径1キロくらいの地域に居住地域を集約していくという一つの考え、今後の麻績村の考えがあるんじゃないかなと私は考えているんですけれども、そういう考えの中で今回も募集をかけていっぱいになるということのようですので、今後もこのインター周辺、駅前周辺の1キロくらいの範囲で新たに集合住宅等を建設していくというような、その場所的なスぺ

一面的な部分で考えられないかなと私は考えますけれども、村長のお考えはいかがでしょう
か。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 駅の周辺、それからインターの周辺というような部分、また、ひいては農協、A・コープ、そしてセブンイレブンというような部分、メイン通りはそこらに限られているわけですが、麻績村においては、やはりその部分じゃなくて全体が麻績村というような形でございますので、そういった意味での住宅、今後については総体的に、やはりどういうものを求められるか。利便性を求められる住宅がいいのか、それともこういった地域の自然を求められる住宅がいいのか、いろいろな部分で研究しながら、そして先ほど言ったように飽和状態にならないような状況で、今後どのぐらい必要なのかというような部分も検討しながら、総体的に考えながら整備を進められればと思っていますところでございます。

いずれにしても今、人口減少、急激な人口減少というようなところでございますので、幾らかでもそういった意味で住宅を活用していただき、村外から来ていただくという理想的な部分がございまして、そういった意味でも住宅という部分については今後も注視しながら検討を進めればと思っていますところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 分かりました。継続的によろしくお願ひしたいと思います。次の質問項目に移りたいと思いますけれども、農地についての集約・集積ということでお伺ひしたいと思います。

農地についても、やっぱり今後10年後、20年後を考えていくとそういう必要性も出てくるということで、10年後の麻績村の農業の姿ということで農業委員会さん等にご苦労していただいて、昨年ですか、地域計画、目標地図ができておりますけれども、現在当村における農地集積率と将来の目標とする集積率をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

農地の集積状況につきましては、農地の貸し借りの関係、譲渡などの動き、これは農業委

員会を通じまして事務局で把握をしておるわけですが、令和6年度末時点における集積率がありますが、耕地面積が約350ヘクタールに対しまして集積面積が約80ヘクタールであります。現時点の集積率、おおむね20%となっております。また、将来の集積率というところがございますが、こちらにつきましては地域計画のほうで目標を位置づけております。あくまで10年後ということがございますが、集積率35%を目標に計画に位置づけております。

ただ、この35%につきましては、かなり課題というか難しい率なのかなという認識であります。

10年後ということを目標に位置づけをさせていただいておりますので、これにつきましては、一旦県の計画、県の目標を位置づけさせていただいております。

ただ、毎年地域計画につきましては見直しをしていくという中では、この集積率につきましても実情に合わせて見直しをさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） やはり当村は中山間地ということで、狭い農地が多くて農地の集積・集約が大変難しいという問題を抱えているということは認識しております。集約したとて、担い手がいなければどうにもならないんじゃないかというお話も聞いております。そんな中で、相続放棄地や鳥獣害被害等もまた深刻な問題となっていると思います。また、担い手も確かにもう高齢化してきているという中で、村長の描く農地の10年後の姿というのをどういうふうに考えているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） もう農地の10年後というよりも、3年、5年がどうなるかというふうな部分になってきているんじゃないかと思っているところでございます。今、麻績村の農業につきましては、今まで兼業農家、そして小規模、そして今現状においてはそういった一線を一生懸命農地を守ってきた皆さん方が高齢化によって離農者が年々増えているというような状況の中が現状ではないかと思うところでございます。

農地計画等で5年後、10年後のこの農地は誰が作るのかというような計画の中におきましても、やはり5年後、10年後、自分が作っているというような部分で手を挙げられている方は大変少ないというような状況の中におきましては、じゃ、その農地は5年後、10年後、誰

が作るのかというような部分でございますけれども、先ほど議員がおっしゃるとおり、後継者がいない、それから担い手がない、また、強いて言えば今の若い方々、農業に取り組もうというような認識はないというような形の中におきましては、大変今後の農業については心配がされるところでございます。

しかしながら、やはり自然豊かな麻績村というような形の中におきましては、やはり荒廃した農地が増えてくるというようなことになると、村全体のそういった雰囲気も荒廃化してくるというような部分もございますので。やはり今後においては守るべき農地、そしてというような形で、しっかりとした計画の中で進んでいかなきゃならないんだろうかなと思っているところでございますし、また強いて言えば大手の大規模農家というのも麻績村には少ないというような形の中でございますので、やはり今後においてはそういった企業的な部分での農地を作っていただくというような部分も、総体的に多目的に考えながらいかなないとなかなか守ることはできないのかなというような部分でございます。

今、言われたとおり集積もこれから進めていかなきゃなりませんし、またそういった担い手とそれから後継者等についてもこれから支援等もしてかなきゃならないというようなことでございますけれども、10年後の農地という部分については、これはもう計り知れない部分でなかなか想定ができないというような部分でございますけれども、幾らかでも遊休荒廃地が減少するように、そして農地が守られるように、そんな年々施策等も考えながら、そしてまた強いて言えば農業の専門の皆さん方とも研究を深めながら、今後の農地についてどうやっていくかというような部分については検討していかなければと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 近隣市町村におきましても、先ほど村長おっしゃいましたように、企業さんとかとタイアップして農地のその手入れというか、あれをやっている企業、またJAさん、商工会、農業者等、それからまた先ほど3番議員からも質問ありましたけれども、その林業者等とタイアップした動きというのも、結構いろんなちっちゃい村でもそういうタイアップとか協力とかいう部分ではやっている地区も結構出てきていると思います。

担い手の確保ということで、前回の一般質問でもさせていただきましたけれども、特定地域づくり事業協同組合制度というようなものも検討していただいて、ぜひ雇用確保も担い手確保もよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、この質問事項の最後の要旨になりますけれども、先ほどから申し上げていきますようにその居住空間、それからまたその農地もなるべく集約して、コンパクトにしていくような形でやっていかなきゃいけないかなというふうに考えておるんですけれども、昨年12月の選挙で塚原村長、当選されて、これで令和8年度予算も決まって始まっていくということですが、改めまして今風に言うと塚原村政2.0の今後、10年後麻績村の目指す姿をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

今、世界ではA IやI Tといったビジネスが目まぐるしく進化する中で、人間としての尊厳がA I等に支配されつつあり、大変薄れているのではないかと感じるこの頃です。昔で言えば、10年後のあるべき姿に向かって事業展開が図られておりますが、今は3年先がどうなるか計り知れないのが現状ではないかと思っているところでございます。

しかしながら、麻績村に住む住民の皆さん方が、住んでいてよかった、住み続けたいと思える村づくりに向けて、やはり少子高齢化、人口減少が大きな課題と思われ、その解決に向けた事業の取組が大変重要ではないかと思われるところでございます。

あえて10年後、麻績村の姿をと言われますと、人口が増加傾向にあり、子供たちの声が響き渡り、農業の振興が図られ、遊休荒廃地が減少し、商工業者が活気に満ち、店舗等が増えて発展していく村づくりができればと考えるところでございます。これはあくまでも理想であり、夢でございますけれども、そういうことは簡単に言えるわけでございますけれども、やはり財政力が弱い村におきましては持続可能な活力ある村づくりに向けて、幾らかでも今日より明日がよくなるように、期待を持って事業の推進に取り組んでまいりたいと思うところでございますので、今後も多くの地域住民の皆さん方、村民の皆さん方のさらなるご理解、ご協力、そして一体となって村づくりを進めていかれればと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ありがとうございます。ぜひいろんな場面で考えていただきたいと思います。本当に昭和20年生まれ世代が、10年後には皆さん80代になる超高齢化社会が近づいております。先ほど言いましたように居住空間と農業空間、これはある意味、それじゃ周辺地域の人は見捨てていくのか、変な言い方、そういう議論もあるんですけれども、こう

いう中でやっぱり公共交通でありますとか、そういったことを十分確保していただいて、フルデマンドバス、タクシー、ライドシェア、自動運転、今いろいろその、村長あまりお好きじゃないかもしれないですけども、AIを活用すればそういうつなぐ部分もできるかなと考えておりますので、ぜひ積極的な村政に取り組んでいってほしいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用についてということで、お伺いしたいと思います。

2025年、政府は3,000億円を予算計上しまして、従来の地方創生交付金、これはデジ田交付金と言われるものなんですけれども、これを発展させた新しい第2世代の交付金制度を開始いたしました。そこで幾つか質問させていただきたいと思います。

第1世代のデジ田交付金については、全国の市町村ほとんどが活用したというような情報がホームページを見るとうかがえるんですけども、麻績村についてはこの活用についてはいかがされたということでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、本村におけます交付金の活用の実績についてお答えをさせていただきますと思います。

議員おっしゃる第1世代、すなわち従来のデジタル田園都市国家構想交付金の実績でございますが、令和5年12月25日から運用を開始いたしましたコンビニ交付サービス事業において活用がされてございます。こちらにつきましては、令和5年4月1日付で交付決定を受けまして、総事業費約669万円に対しまして、2分の1に当たる約334万円の補助を活用いたしました。

デジタル実装タイプ以外の実績といたしましては、地方創生拠点整備交付金を活用しまして平成29年度に実施いたしましたテレワーク拠点施設整備事業、要は第2公民館の改修事業がございまして。こちらは総事業費約1億5,967万円に対しまして、同じく2分の1の補助約7,983万円の補助を活用してございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） それじゃ、分かりました。ありがとうございます。それ以降は申請中であつたり、申請をしたけれども審査中であつたりとかいう、そういう計画はございますで

しょうか。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 申請等に係る現在の状況につきまして、お答えをさせていただきますと思います。

地方創生交付金は、従来のデジタル田園都市国家構想交付金が令和6年度補正予算より新しい地方経済・生活環境創生交付金として刷新がされたものでございます。本村の実績といたしまして、要旨1で触れましたとおり、令和5年度に旧交付金を活用しましてコンビニ交付サービス事業を実施をいたしてございます。

令和6年度、7年度につきましては、デジタル実装に関する申請は行ってございませんが、新制度の地域防災緊急整備型というものを活用してございます。具体的には、避難所の生活環境改善を図るため、令和6年度に申請を行い、令和7年3月31日で採択がされてございます。この交付金を活用しまして、令和7年度に避難所用のテント式パーティションや災害用のエアベッドなどの整備を行ってございます。事業費につきましては、総額約731万円に対しまして、補助率10分の10という形で730万円の交付を受けてございます。

また、ご質問の交付金とは異なる枠組みでございますが、DX推進によりまして申請を行った事例がございますので、そちらも併せてご報告を申し上げます。対象となりましたのは、総務省が公募しました令和7年度自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトというものでございます。この事業につきましては、住民の希望に沿った窓口の実現、あと職員の時間を生み出す業務フローの構築を目指しまして、オンライン手続の徹底や複数自治体によります業務の共同アウトソーシングといったモデルケースを創出しまして、全国への横展開を図ることを目的とされているものでございました。

本村からは、この趣旨に合わせまして、書かない、行かない、ワンストップ窓口を実現するためのツールを中心に提案をさせていただきました。具体的には、窓口システムとバックヤードのデータを自動連携させることで、住民、職員双方の負担軽減を図るものとされてございます。さらに、キャッシュレス対応のセミセルフレジを導入、また支払い方法の多様化も進める内容で申請を行いましたが、誠に残念ではございますが、今回は採択に至りませんでした。

そういった事業も実施しているという形でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4 番（宮下 朗君） 大変セルフレジ、フロントヤードとバックヤードをつなぐ申請ということで、大変住民にも利便性、今後出てくるかなというシステムだと思いますけれども、採用されなかったということで大変残念ではありますけれども、今後ともぜひこういった申請を上げていって、ぜひ活用していただきたいと思います。

それに合わせまして、県内の市町村でも先進的な取組ということで、交付金を使いましてやっている事業、各種あると思います。そういう、伊那とか、上田とか、筑北村さんでもやっているかなとは思いますが、生坂さんとかも多分いろいろ先進的な取組はあると思いますけれども、この辺の近隣市町村での取組とかいったことは把握されてございますでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、県内市町村においての活用事例という形でお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるように、県内におきましても多くの自治体の本交付金を活用する中で事業を実施しているという形で把握をしております。具体的には、デジタル実装の分野では、隣村におきましては住民向けアプリの導入事例がございます。これにつきましては、公式ホームページと連携等によりまして、住民へリアルタイムな情報提供を行うものでございます。交付対象事業として採択、実施がされているという形で把握をしております。

また、近隣の村におきましては、窓口のキャッシュレス化、いわゆる書かない窓口とあと行かない窓口、そういったものも実施がされているという形で把握をしております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4 番、宮下議員。

○4 番（宮下 朗君） 令和8年度につきましても多分同じ規模か、またそれ以上の交付金がつくようなことが予想されていると思うんですが、よろしくお願ひしたいです。

そういう中で私、1つ注目しているのが白馬村と小谷村で始まったデジタル地域通貨です。これはスマホにチャージしまして、チャージというか、セブン銀行等で現金をチャージしまして、それで地域の事業所とか施設で使うというようなものなんですけれども、これのやっぱり利点というか、あれはその地域内の買物はもちろんなんですけれども健康ポイント、これは村内でも今カードでやっているんですけれども、健診等を受ければ何ポイントとかいう、つくものです。それから、またエコポイントとかいろんなポイントがあって、それを行政の窓口でQRコードを読み込むというようなシステムなんですけれども。

それから、また、これは観光客、それから村出身の方とかの麻績村の関係人口の方にも購入していただいて、半分寄附のような形で、それを使えば麻績に来て買物ができるとかいうものですけれども、これは観光とか関係人口の増加にも使えるということです。

それから、またこのポイントを個人間でもやり取りできるということで、最近村内でもちょっと取り組んでいる方がいらっしゃいます時間銀行、そのボランティアのやり取りやったときに、ポイントを個人間でやり取りするというようなこともできると思います。これでもう一つ、やっぱりデジタル地域通貨でありますので、今回のおみぼん商品券といったような行政からの住民配布みたいなことも可能であると聞いております。

また、これは広域の事業ということで白馬村と小谷村、2対1くらいの出資割合でやっていると聞きますけれども、広域連携ということで使用場所が広がる、そういうようないろんな利点があると思います。実装についてもそれほど金額は変わらないようなんですけれども、確かに運営していく上にはいろいろな人件費とか、システム改修費とかもかかるので、結構大変かなとは思いますが、ぜひ検討できないかなという部分であります。

これは県のほうでも、先日でしたか、その地域事例の活用ということで説明ありましたが、こういうデジタル地域通貨をやるお考えはございませんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから地域通貨、またスマホ向けのアプリ等々の導入についてという部分で答えをさせていただきたいと思います。

デジタル地域通貨やスマートフォン向けのアプリにつきましては、域内の消費喚起や商店の利用促進、また地域経済の活性化につながる可能性があることが示されておりまして、導入の可否も含めて今後、研究をしてみたいと考えているところでございます。

一方、導入、運用に係る費用、利用者がどの程度見込めるか、スマートフォンを利用しない方への配慮、また加盟店側の事務負担や手数料、あとセキュリティ対策などの課題があるという形で認識をしてございます。

この間、他の自治体の事例や運用経費、利用実績、あと加入店の負担感等を把握し、村外の事業者の意向も踏まえながら、地域通貨に限らずポイント付与やプレミアム施策、デジタル化など、様々な手法を比較研究し、費用対効果を見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 前向きな回答ありがとうございます。

これは多分、白馬、小谷も3年くらいかかっていると思います、計画から。なかなか難しい部分もあるものでございますけれども、これから先ほど村長がおっしゃっていた、住みたい、住んでよかったという村を目指すということですけれども、住みたいという部分は先ほどからありますように交通の便、それから居住、住宅もかなり建設していただきましたので、住みたいという部分はかなりうまくいっていると思うんですけれども、住んでよかったということになると若い移住者の方々、やっぱりデジタル化して利便性を高めていくということが住んでよかったということに、高齢者も含めてですけれども、そういう部分が出てくると思います。

確かにスマホのみの決済という状態は結構難しい部分もあるかと思われますけれども、最近もう70代の方も普通にスマホを活用しております。多分、今後5年、10年後にはもう全員大丈夫じゃないかなというふうに私は考えますので、ぜひ協議会等をつくっていただいて検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

今、スマートフォン向けアプリについてもちょっと検討いただくということだと思いますので、これは省略させていただきます。

それでは、最後の要旨に入らせていただきます。

村政70周年記念事業についてということで、先ほど申し上げましたけれども、やっぱり旧日向村との合併から70年が経過する今年ということで、ハード事業とかそういうことで何かのご計画ありましたらお聞かせください。

○議長（清水 清君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 私のほうから、じゃ、お答えさせていただきたいと思います。

記念イベント等の開催予定ということでございまして、村政70周年記念ということで単独の記念イベントは考えておりませんけれども、村で開催されています、今まで従来やっております比較的大きなイベントでありますサマーナイトフェスティバル、それから納涼煙火大会、月の里収穫祭については、この70周年という部分の冠をつけて開催する予定としておりまして、そのほかに70周年の記念ということで村勢要覧の発行というものも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 広告宣伝という部分では、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。周知も含めて。

○議長（清水 清君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 周知も含めてということでございますけれども、村政70周年ということでございまして、この近隣市町村等も行っておりますとおり、新聞等に70周年の記念という形の中で、いろんな今までの歩みだとかというようなものを含めた中で、70周年記念ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） 先ほど2番議員のほうからも質問ありましたけれども、マルクト、マルシェ、それから去年は商工会関係のメッセ、それからJA祭りとも一緒になってイベントをやっていました。そういうところにも、ぜひ何らかの形で参画いただければなというふうに考えております。

続きまして、その最後に記念のソフト事業というか、地域振興券との関連はいかが考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきたいと思います。記念ソフト事業ということで、新しいものを考えてございませぬけれども、今お話しの地域振興券ということの中では、商品券の発行につきましては、今回の国の重点支援地方創生交付金を活用した麻績村地域支えあい生活支援商品券第7弾の、おみぼん商品券の発行を、この冠をつけて4月以降に発行するという予定にしております。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、1つ私、観光協会のほうに1つ提案していたことがありまして、おみぼんグッズなんですけれども、なかなか実用化に至らないというか、できていない状態でもありますけれども、やっぱり70周年を記念して何か、そういうおみぼんグッズみたいなものがないかなということ考えますが、いかがでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

観光協会では、毎年新たな商品開発というテーマを掲げて運営をしております。今後70周年、来年ありますけれども、それに向けてまたそういうものを研究していきたいというふう
に考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） 4番、宮下議員。

○4番（宮下 朗君） ぜひ、研究だけでなく実践していただきたいと思います。よろしく
お願いいたします。

それでは、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） ここで、議場にいる関係者の皆さんにお諮りいたします。

ただいまの時間、11時20分でございます。山口議員の一般質問を終了し昼食といたします
が、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） それでは、多少延びるかもしれませんが、山口議員の一般質問に入ら
せていただきます。

◇ 山 口 利 江 君

○議長（清水 清君） 5番、山口議員。

○5番（山口利江君） 5番、山口利江です。よろしくお願いいたします。

事前に通告いたしました2項目、認知症高齢者への対応について、ペット及び飼い主のい
ない猫の去勢・避妊手術に対する補助制度について、一問一答でのご答弁をよろしく願い
します。

まず最初に、認知症高齢者への対応についてお伺いします。

麻績村の人口は2,324人と、小規模自治体でありながら高齢化が進んでおります。今後、
認知症のある高齢者が増加していくことは避けられず、もしも行方不明者が出た場合に村と
してどこまで備えができているのかは、本人はもちろん、ご家族、地域住民全てにとって非
常に重要な課題です。特に小さな村では初動対応の遅れが命に直結する可能性がある一方、
地域のつながりを生かせば早期発見につなげられる可能性も高いと考えられています。

そこで、認知症高齢者などが行方不明になった場合の村としての対応マニュアルについて
お伺いします。現在、村には認知症や判断能力が低下した高齢者、徘徊のおそれがある方が

行方不明になった場合を想定した対応マニュアルや行動指針は整備されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（清水 清君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから行方不明時の対応マニュアルと初動体制の整備状況につきましてお答えをさせていただきたいと思います。これから申し上げる内容につきましては、認知症高齢者のみならず行方不明者という全般的な形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

全国の認知症による行方不明者は年間1万8,000人を超え、10年前の約2倍に増加しているというところでございます。議員おっしゃるように、発見の遅れが生命の危機に直結するという部分もあります。昨今の気温上昇によります熱中症や冬季の低体温症などという部分も往々にして心配されるところでございます。また、行動予測も大分難しいというように全国的な課題となっているというところも踏まえまして、本村では令和7年8月1日に、麻績村消防団行方不明者捜索実施要領というものを策定をいたしました。

繰り返しになりますが、これにつきましては認知症高齢者も含む中の行方不明者という部分の行動計画でございます。初動体制といたしましては、村長からの要請を受けました消防団長が速やかに捜査本部を設置し、指揮を執ります。実際の捜索では、地域の地理に精通しました地元管轄の消防の分団が主体となって活動するというところでございます。初動期から防災行政無線や消防団の車両を活用しまして、地域住民への迅速な情報提供と協力の要請を行っていくという形のマニュアルが整ってございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 5番、山口議員。

○5番（山口利江君） 整備されているようなのでちょっと一安心なんですが、警察や消防、地域包括センターへのどの点で連絡するのかといった初動流れは明文化されているのか、お聞きします。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それぞれの機関への情報提供、要はご家族からの情報提供につきましては、まず第一に警察署に届出を頂くという形で計画がされてございます。それによりまして警察から一元的な情報共有がされるという形でございます。ですから、村に問合せ、相談等があった場合につきましては、まずもって管轄する安曇野警察署に行方不明の届出を

していただくようご依頼を申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） ありがとうございます。混乱なく対応できそうなので、ちょっと安心しています。

次にいきます。GPS など、見守り機器の助成について伺います。

現在、認知症高齢者を対象としたGPS 端末、見守りセンター、位置情報確認サービスなどの購入費や利用料への助成制度はないと認識していますが、県や国の補助制度を活用しながら、家族の経済的負担を抑えた導入を検討する考えはあるのでしょうか、今後の方向性をお伺いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

議員おっしゃるように、現在村では見守り機器購入に対する助成事業はございませんけれども、介護保険で認知症老人徘徊感知機器に関する貸与する事業がございます。徘徊等が懸念される方に必ず身につけていただかなくてはならないという事情がありますので、今のところは活用されている方はいらっしゃいませんけれども、相談等あった場合にはそういった制度についてもご案内していければと思います。

以上になります。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） 他の自治体では貸与型、自治体が端末を貸すタイプ。村民が申請して借りる。自治体が端末管理、返却管理を行う。あとは助成型、購入やレンタルの費用補助。村民が好きな機器を買うか借りるかをして、自治体の一部補助するなど行っています。今後、検討をお願いします。今後、検討のほうは考えはありますか、お願いします。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 今のところ、その介護保険のほうで活用を認識しておりますのは、各事業所が出している機器について貸与、レンタルをする場合に介護保険給付の対象になるというものをこちらでは認識しております。実際に購入してしまうと、後々全部購入してしまって、後々の使い道等もありますので、レンタルするというのが実用的ではないかと考えております。

また、これについては要支援・要介護という軽度の方については保険給付の対象外というお話もありますけれども、医師の所見ですとかケアマネジメントの判断等を確認の上、給付の対象にできるというものでもございますので、そちらの制度について周知、ご相談していければと思います。

以上になります。

○議長（清水 清君） 5番、山口議員。

○5番（山口利江君） ケアマネジャーとの相談ともありますので、家族が分かるような感じにしてもらいたいと思います。

予防・見守り体制、早期対応についてお伺いします。

認知症の早期発見や重度化防止のため、相談窓口、啓発活動、地域での声かけや見守りはどのように行われているのでしょうか。今後、行方不明者を出さない村づくり、家族が安心して在宅介護ができる環境づくりに向けて、村としてどのような施策を強化していく考えか伺います。どうですか。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、お答えいたします。

議員が懸念されるように、独居世帯、老老世帯が増えて、家族が遠方ですぐに対応できないケースも増えておると認識しております。ただ、常日頃から全村的なパトロールですとか、そういった方の情報共有というのは、人的面ですとか個人情報保護の点からも困難であろうというところも感じております。

民生委員さんによる声かけですとか訪問、また社会福祉協議会に委託している配食サービスによる安否確認で、何かあった場合あるいは村内の各介護事業所さんから寄せられる情報について庁内でも素早く連携し、先ほどの搜索等につなげていければと考えております。

また、見守りという点につきましては、さきに、以前にもご質問ありましたが、緊急通報装置の補助事業によりまして各家庭で取り組む見守り活動を支援するほか、村内各団体の代表者で構成されております麻績村生活支援協議体といった場でも情報連携できるように協議していければと考えております。

以上になります。

○議長（清水 清君） 5番、山口議員。

○5番（山口利江君） 民生委員さんとの連携を強化していただきたいというのは、これからも続けてほしいと思います。認知症対策は特別な人の問題ではなく、誰もが当事者になり得

る課題です。行方不明者が出てから対応するのではなく、出さないための備えと、起きたときの迷わない仕組みが重要です。小さな村だからこそ、マニュアル整備、初動対応、見守り体制を明確にすることで、もしものときの安心できる村になると考えます。今後の施策充実につながることを期待します。

では、次にまいりたいと思います。

ペット及び飼い主のいない猫、野良猫や地域猫の去勢・避妊手術に対する補助制度についてお伺いします。

本件については、令和6年に他の議員から既に一般質問がなされております。つまり、これは突発的なテーマではなく、継続的な課題として認識されてきた事項であると理解しています。近年、全国的に少子高齢化と人口減少が進む中、生活環境の質を維持するためには、道路や福祉だけではなく、動物との共生、生活環境の保全も安全の課題になっています。

村においても飼い主のいない猫が増えて、繁殖による鳴き声やふん尿被害といった声を耳にする機会があります。こうした問題は放置すれば自然に解決するものではなく、繁殖を抑制するため去勢・避妊手術、いわゆるTNR活動が最も効果的とされています。

そこでお伺いします。ペットや飼い主のいない猫に関する相談はあるのでしょうか。実態をどのように把握しているのか、お聞かせください。

○議長（清水 清君） 答弁求めます。

宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

以前にも議員おっしゃるようにご質問いただきましたけれども、現在でも役場にも野良猫に関する通報が年に数件ございますけれども、愛護団体や保健所の飼い主を探すサービスにご相談していただくようご案内しております。詳細については、詳しい件数等については把握していないのが実情でございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 5番、山口議員。

○5番（山口利江君） 相談件数が少ないことと問題が存在しないことは必ずしも同義ではないので、表面化していない潜在的課題の把握についてどのような認識を持っていますか。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 確かにいろんな方面で、幾つかの通報の中でそういったお声をいただくところもございます。しかしながら、その都度村のほうで捕獲、実際今、保健所のほ

うでもなかなか引き取る事業というものをしておらないというようなところがございますので、村のほうでは特段対策が取れていないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） うちの周りでも野良猫や猫の繁殖が結構増えているので、ちょっと一匹一匹というのは難しいと思いますが、今後ちょっと意識して見ていってほしいと思います。

村には、犬・猫の去勢・避妊手術に対する村独自の補助金制度は設けられていないと認識しています。一方で、長野県内の他の自治体では、飼い犬や猫、飼い主のいない猫を対象に数千円から 1 万円程度の補助を行っている例が複数あります。

現在、村において犬・猫の去勢・避妊手術に対する補助制度が存在しない理由について、どのように考えていますか。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） ペットとして飼育されている犬・猫については、飼い主の皆さんに責任を持っていただく必要があろうと考えております。また、責任という点でいきますと、飼い主のいない猫について公的な補助をすべきかどうかという意見もあろうかと思っております。生活環境の維持と動物愛護の両面を踏まえて、以前ご質問いただいたときから研究を続けているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） 研究はどの程度まで進んでいるのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 先ほど申し上げましたけれども、実際に村のほうで補助事業として事業実施する必要があるかどうかというところを研究しているというところになります。

以上です。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） 去勢・避妊手術は一時的には費用の負担が大きく、特に高齢者世帯や個人ボランティアには負担が重い現実があります。しかし、繁殖が抑制されれば将来的な個体数は確実に減少し、苦情対応や捕獲・保護といった行政コストの削減、動物愛護と生活環境保全の両立といった中長期的な行政効果が期待できます。また、補助制度があることで無

責任に餌を与えるだけではなく、責任を持って管理する地域猫活動へと住民意識を転換する効果もあります。

村として、去勢・避妊手術を支援することが将来的な環境改善や行政負担の軽減につながるという考えについて、どのような認識を持っていますか。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

一般的に言われておりますのは補助事業を導入することでTNR活動が促進され、野良猫の収容や処分に係る行政負担の軽減ですとか、生活環境の改善にもつながるということかと思われま。村のほうでも、そのあたりの仕組みについては同様の認識を持っております。

動物愛護という点からしますと、望まれない命を増やさないためにということで、去勢・避妊手術によって全て一代限りの野良猫あるいは地域猫になり、いずれ外で暮らす猫が全くいなくなれば人間の住む生活環境が守られるのではということかと思われま。

最終的にどこへ着地するのがよいか、そういったことも含めてこの問題については取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 5番、山口議員。

○5番（山口利江君） 今の回答は、ちょっと光が見えた回答だと私は認識しています。仮に補助制度を導入するとした場合でも、年間頭数の上限設定や1頭当たり数千円の低額補助、飼い主のいない猫は写真などで確認といった条件を設けることで、現実的な制度設計が可能だと思います。

今後、他の自治体の事例を参考にしながら、段階的、試行的に補助制度を検討する考えはありますか。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 研究の中で近隣自治体の状況などを確認させていただいております。その中には、飼い犬・飼い猫のみを対象としているもの、去勢・避妊手術に関してですが、飼い犬・飼い猫のみを対象としているものですか、飼い主のいない地域猫なども対象にしているというものもございます。中には、公益財団法人どうぶつ基金と連携して、多頭飼育の場合の捕獲ですとか、手術の共同実施あるいはボランティアさんへそういった手術を、TNR活動をやっているボランティアさんへの手術チケット配布などを導入している自治体もあるというふうにお聞きしております。

先ほど来申し上げておりますけれども、公的補助の妥当性も含めて引き続き研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 5 番、山口議員。

○5 番（山口利江君） ペットや飼い主のいない猫の問題は、一部の住民やボランティアの問題ではなく、村全体の生活環境の質に関わる行政課題だと思っています。早めに小さく始めて、大きな問題を防ぐという視点が重要だと思っています。

村として前向きな検討が進むことを期待して、私の質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 5 番、山口利江議員の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食時間のため休憩を取ります。

再開は午後 1 時からいたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（清水 清君） 休憩を閉じ、再開いたします。

先ほど、4 番、宮下議員の質問の答弁の中で修正があるようです。

発言を許可いたします。

塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 先ほどの宮下議員さんにお答えした答弁内容で間違いがございましたので、ここで訂正をお願いしたいと思います。

質問事項 2、交付金の活用についてという中の要旨 2 でございます。その中で、私は避難所生活という部分で、それぞれの備品を購入させていただきたいという形でご報告を申し上げた後、補助金の率でございますが、総額 731 万円に対しまして 10 分の 10 という形でお答えをしたところでございますが、これについては間違いでございまして、正しくは補助率 2 分の 1 でございました。その補助率の残りの部分でございますが、この 8 割に対しまして交付税の措置があるという形でございます。したがって、村の実質負担は 1 割という形でございます。

おわびを申し上げまして、訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） それでは、午後の一般質問に入らせていただきます。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（清水 清君） 6番、塚原利彦議員の一般質問を許可いたします。

塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 6番、塚原利彦です。

通告に基づきまして、3項目について質問いたします。

1点目は、財政調整基金について、2点目は、令和8年度からの保育園と中学校の業務や方針について、3点目は、不登校の児童・生徒について。

自席にて一問一答で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、最初に財政調整基金に関してお聞きをします。

平成28年の9月議会で、当時の坂口議員さんがこの基金について質問されまして、当時の財調の積立て状況、それから取崩しの推移とか今後の基金の使い道の部分で、大型のハード事業だけでなく、村づくりといったソフト事業にも使えるよう検討してもらいたいという質問でした。

それから、また令和5年の9月議会では、現清水議長が基金の活用に関して質問され、村長からは、物価高と住民生活を支える点からも皆さんの要望等の実現に向けて、必要に応じて基金の活用も考えていかなければというようなご答弁もありました。

それで今回、財政調整基金につきましてお聞きをしたいと思います。

私も詳しく勉強もしなくていけないんですが、まず要旨1ですけれども、この財調の積立てをどのくらいまでするのか、上限額といいますか、こういったことには規定というのがあるんでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、財調等の上限があるかというような質問でございますけれども、各村において財調等の基金の積立額についてはまちまちではないかと思えますし、また、それぞれ村の考え方によってその財調の財源というのにつきましては多くするところと少ない

ところとか、いろいろな調整があろうかと思いますので、財調に対するそういった上限枠という部分はこれといって定めがないと認識しているところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清水 清君） 塚原議員。

○6番（塚原利彦君） これは特別に規定、決まりがあるということではないということなんですけれども、それじゃ次に、この財調の使い道についてですね。使途について、これについて何か規定というか、そういったものがありますでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） それでは、お答えを申し上げたいと思います。

村におきましては、大規模な事業の推進を行う上で単年度での事業予算の執行はなかなか難しく、計画的に基金の積立てを行い、事業に取り組んでおるところでございます。今後におきまして、上下水道事業や観光事業、教育関係事業や福祉関係事業など、施設改修や整備が必要となった場合に一時的に多くの事業費がかかりますので、事業が実施できるように目的に応じた目的基金も積んでいるところでございます。

財政調整基金につきましては、基本的には財源不足時の穴埋め、災害や緊急時に必要な公共事業、財産の取得、地方債の繰上げ償還などに活用が限られるというようなものになっているかと思います。特には地震や水害などの被害が発生した場合に、村民の皆さんの生命、身体を守る上から緊急に対応しなければならないときのためにも必要な基金と考えておりますので、ある程度の積込みはしておきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今お答えいただきました。条例というか、設置条例ですね。これはずっと昔この基金を設置するときの条例だと思いますけれども、それ以外には特に規定されているものとか、そういった条例とか法的なものはないようなんですけれども、地方財政法にはあの代用といいますか、そういったもので規定をされているような気がしますけれども、それではこの基金の積立ての上限額とか、それから取崩し、目的、運用等については、これは設置条例では村長の判断によるというのは、これは設置したときの文面ですからあれなんですけれども、そういったことで特に規定されているものはないということでよろしいわけですね。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、議員のおっしゃるとおり、現状の中ではやはり制約されている、規定しているというような部分につきましては、なおかつ上限があるとかないとかという部分については、今そういった部分についてはないと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） 分かりました。

それでは、お聞きをしたいと思いますが、この財政運営に関して今後のこの基金の取崩し、それから決算後の剰余金の積立てとか、そういった点についてどんなふうに見通しておられ、財政の状況をどのように見通しておられて、それから財調の保有額、それから取崩し、充当する内容や時期、こういったものについてどんなふうにご考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 財政調整基金につきましては、村のいろんなそういう災害あるいは被害が生じたときに活用というのが主な使途になろうかと思います。また、財政調整基金については、全体でどの款に積むかというような部分はあれでございますけれども、現在約 9 億 4,000 万ぐらいというような形で積んでいるわけでございますけれども、果たしてそれが適正なのかどうかというのはまちまちでは、考え方のまちまちではないかと思うところでございます。

そういった中で、強いて言えば長野県下の町村等々のそういった基金の状況等を見ますと、中にはもう何十億、100 億近い基金を積んでいるところもあれば、ある程度、10 億ぐらいのところもあればというようなことで、それぞれの村の考え方で決まってくるのではないかと思っているところでございます。

しかしながら、家庭でもそうでございますけれども、いざ何かあったときに、じゃ村民の皆さん方の生命、財産をどうやって守っていくんだというような部分の中においては、ある程度の基金も必要ではないかと思っているところでございます。しかしながら、村のいろんな事業推進をしていく上において、实际的に基金を多く積み込むことだけがいいのかというような部分もございますので、適正なる基金の積立てをするとともに、基金の活用も適正にしていかなきゃいけないかなと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） 今ご説明いただきましたので、では次の質問要旨 2 へ移りますけれども、暮らしや生活関連の要望に応える事業の実施に財調基金の充当、対処していただけないかという点なんです、内容は多々あるかと思えますけれども、例えば各地区から要望が出ている水路や道路改良など、そういった点、そういった部分について、なかなか実施に至らないといった声も出ております。要望対応には、基金からの財源を実施できないかどうか。

これは、そういった要望を一気に全部処理できるために、一気にとか、あるいは毎年恒常的に基金からという、そういうことはできないかと思えますけれども、この充当ということについて少しでも多く要望の対応、これは例として今、今回地区から上がっている要望の対応とか申し上げているわけですが、この財源として充当をできないかということ、そのように思うんですけれども、ちょっとこれについてはどんなふうなお考えか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えをしたいと思います。

財政調整金の使途につきましては、さきの質問でご説明したところでございますけれども、近年は人件費や物価の高騰により経常経費も上がってきており、事業実施に当たりましては極力、国・県の補助金の活用や有利な起債の活用によりまして事業の推進に努めているところでございますが、村民皆さん方の福祉の向上を図る上から、今やらなければならない事業を執行するための財源として、目的基金や財政調整基金から繰入れを行い、事業を実施をしているというような状況でございます。

財政調整基金につきましても、不足財源を補うために活用しており、質問にありますように必然的に地域から要望があります道路や水路等の改良や整備にも使われているというようなことになろうかと思えます。いずれにしても本年度、8 年度の予算につきましても約 1 億 4,600 万というような形で繰入れをしているというような形でございます。昨年度においても 1 億 6,600 万ぐらい繰入れしているというようなところでございますので、そういった財源につきましては、必然的に不足財源としての取扱いということになりますと、全般的な村づくりのそういった事業等にも回っているというようなことでございますので、そうなりますと道路や水路の整備等にも財政調整基金の繰り入れた一部が回っているというような形になりますので、そういった意味では、そういった地域の皆さん方の要望にも、財政調整基金を活用する中で実施をしているというようなことになろうかと思えますので、よろしく

お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） これを取り崩した財調は一般財源に入りますので、一般財源として全体的な使う部分に充てられるということでご説明ありましたが、いろいろ村民の方からご要望も結構出てきておりますけれども、なかなかこういう地区の要望に対するその充当とか、そういった部分にはなかなか、いろいろな起債だとかそういったものを利用してということですので、完全にそういうことを意識して取り崩すというふうにはなかなかないかというふうに思いますけれども、私はある程度そういったものを見える形でといいますか、財源を充当してもらうようなことができればというふうに思うんですけれども、今後何年か分といいますか、財調のその運営に関しての計画といいますか、財政計画みたいなものがあるかと思うんですけれども、そういったものをまた出していただくことはできますか。

○議長（清水 清君） 答弁求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 全体的な財政計画的な部分につきましては、それは計画ですのでお出しすることはできると思うんですけれども、財政調整基金等々についての考えとすれば、今言ったとおり非常時のためにと、いろいろとまた年度の、年度年度の事業実施に当たっての財源不足というような部分に充てていくというような形になろうかと思います。

実際的に経常経費が上がってきているというような形の中におきましては、やはり余裕部分の予算が新たなものをするというような、そういった財源が不足してくるというのが実情でございます。また、国・県等の補助事業あるいは起債事業等というような、起債等を活用してもやはり村の持ち出し分というものがあろうかと思います。今年度におきましても、最終的に予算を組み立てる中で財源が足りないということで、実質的には財調等の基金を導入する中で、令和8年度の予算も策定されたというような形でございます。

そういった形で、今後においても財政上の不足が生じれば対応を図っていきたいと思っているところでございますし、財政計画といいましても単年度単年度でそういったものにつきましてはお示しをできるわけでございますけれども、長期の部分についてはいろんな事業計画の中で推進をしているというところでございますので、果たして今年度事業、来年度事業等、いろんな事業に応じて起債の活用とか、いろんなそういった計画がございますので、そういったものにつきましては、またお示しができるのではないかと考えているところでござ

います。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） はい、分かりました。ちょっと私も、もう少し他村とか、どんどん自治体のことも見てみたいと思いますけれども、ある程度今後どんなふうにとどれだけ積立てをしていって、実質公債比率なんかにも影響しますので、そういうものを含めてどんな計画をされているのか、例えば災害とかそういうためにどのくらいの残高を保有したほうがいいとか、そういった計画がどのくらい、ほかの自治体なんかのところはどうなっているかまた調べてみたいと思います。できればそういったもし計画等があればぜひ示していただきたいというふうに思います。

では、次にまいります。

質問事項 2 番目にまいりますけれども、令和 8 年度からの保育園と中学校の業務や方針についてということでお聞きをいたします。

まず、保育園に関してですけれども、新年度からスタートとなる、こども誰でも通園制度についてです。これまでは、保護者の方が就労等のために子供さんを預かってもらうというのが保育園だったんですけれども、これからは、この制度では子供の対象年齢やそれから利用時間などに一定の制限はあるけれども、基本的に親の就労要件等を問わず、基本どの子でも保育園を利用できるという国の新たな制度で、既に先行して行っている自治体は県下でも幾つかありますけれども、8 年度からは基本的に全国で一斉スタートというふうになります。

令和 6 年の 6 月議会で、私はこの制度を国が進めることになるに当たりまして、制度内容や疑問点について質問いたしました。そのときには、現状の一時保育との違いが明確ではなく、現場では戸惑いがあると。令和 8 年度からの実施に向け保育士の受入れ体制などが懸念されるけれども、実施の準備をしていきたいというご答弁でした。

いよいよ来月から実施ということになるわけですが、現状どんな様子かお聞きをしたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、私からお答えをさせていただきます。

令和 8 年 4 月から本格実施を予定しておりますこども誰でも通園制度、正式には乳児等通園支援事業となりますが、令和 7 年 11 月末時点で全国約 8 割の自治体で事業施設、事業の実

施設を確保している状況と、こども家庭庁が公表をしております。

この支援型給付に当たりましては、国が提供します総合支援システムというシステムがありますが、そちらのシステムを用いて利用者にサービスを提供する必要があるとございます。そちらのシステム利用の意思確認が済んだ自治体であります、同11月末時点で約7割とされているところでございます。

麻績村、当村の状況でございますが、公立保育園麻績保育園で、乳児等通園支援事業の支援給付を予定しているところでございます。当村には民間の保育サービス提供者がないことから、許認可事務に関しての条例整備は必要がなく、今議会、3月の定例会におきまして設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、案件を提出させていただいているところでございます。

支援給付、サービスの提供方法に当たりましては、施設のほうで一般型と余裕活用型という2種類の方法がございます。当村では余裕活用型を用いて、麻績保育園で事業実施に当たることとし、要綱なども併せて準備をしている状況にございます。

課題までいっちゃっていいですか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（宮下信俊君）　じゃ、今後の見通しと課題ということでございます。

今後の運営見通しと課題であります、利用見通しが立てにくい点が挙げられるかと思えます。先ほど議員おっしゃるとおり、就労要件のほか、保育の広域利用を可にする仕組みとなるためニーズが把握しづらく、保育士の確保が難しくなることが予想される点が1点挙げられます。そのほか、予約枠に限りがありますので、地元の方の利用のニーズに応えられないといったケースも出てくるのではないかと懸念されるところでございます。

サービスの利用には事前登録が必要な上、なおかつ予約が必要となりますが、保育士の確保状況によっては予約枠が少なくなることも想定されるところでございます。利用者ニーズに沿ったサービスの提供に不足が生じる可能性もあると、そんなところも心配されるところです。

まだ現状、我々も手探りな点があるわけなんです、本格的に事業が実施されてから新たに見えてくることもあろうかと思えます。いずれにしましても子育て環境が改善され、少子化の解消が少しでも進めばと願うところでございます。

以上です。

○議長（清水　清君）　6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、次長のほうから説明いただきました。それでお聞きをしたい点は、すみません、先ほどきちんと説明、質問要旨の説明不十分で申し訳ありませんでした。課題までということ言えばよかったんですが、すみませんでした。

それで、この制度、新しくなる制度、もう4月からなんですが、保護者の皆さんといいですか、これを待っていらっしゃる方とか、そういうことへの連絡といいですか、説明といいですか、このあたりについては今どんな状況なんでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 現状、保育園のほう、園長とお話を進めているところでございまして、対象の方に改めてお示しできるような文面、通知が必要ではないかとお話をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） それでまだ分からないのか、もう大体分かっているか、利用が見込まれる人数はどんな状況ですか。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 利用見込みというところでございますが、現状、麻績保育園では8か月のお子さんからお預かりができるようになっているんですが、そちらが2か月早まって6か月からお子様の預かりが、1か月10時間までという条件を設けて行える予定としております。

現状、1か月10時間でありますので、施設の余裕型であれば、おみ保育園の定員は90人となっておりますので、現状の受入れは可能だということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 先ほど説明していただいた中で、一般型と余裕活用型というのがあるということなんですけれども、ちょっとこれ、今度麻績のほうで実施するほうの内容といいですか、もう1回お聞きしていいですか。余裕型というのはどういうことですか。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 保育園のほう、一般的には3号認定と2号認定ということで、保育園の年齢要件に応じてルール、基準が全国一律で異なっております。具体的には3歳以上児と未満児のところで3号要件と2号要件と変わってくるわけでありましたが、今回の乳児

等通園支援事業、乳児からということでもありますので、未満児の受入れを可能としている制度となります。そちらの未満児の受入れについて、麻績保育園では受入れ可能な人数を規定を見直して少し増やすことによりまして余裕活用型の制度を使っていく、運用していくということで現在進めております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） まだ実際実施になってみないと、課題とかいろんな部分、分からない部分もあるかと思うんですけども、いずれにしても保護者の皆さんの満足のいくような形になっていかないといけないんじゃないかというふうに思いますが、先ほど課題的なことでお話がありましたけれども、やっぱり今後の保育事業の展望というのがどうなのか。難しく言うと、よくネットなんか見ますと保育の質とか、それから今度新しく預かる子供さんたちがなじめなかったりとか、いろんなそういう問題とか、いろいろあるというようなことが言われていますけれども、こういった点については細かくいろいろ相談体制とか、その保護者の皆さんと話をしたりとかして丁寧に進めていっていただけるようお願いできますかね、そこら辺。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 議員のご質問というか、ご心配される点は非常に納得だなと感じるところでございます。現状の受入れに当たりましては、事前申込みの時点で、保護者から6 か月のお子様を預かるので、我々としましても事故のないように配慮するのが一番のところで、一番大切にしたい点であります。

お子様の受入れに当たりましては、事前にお申込みをいただいた時点で、保護者の方と面談をさせていただきまして、保育士との面談を得る中で、子供の安全に配慮した受入れを行っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） ありがとうございます。いずれにしましても目前に迫ってはきましたが、準備はされていると思いますし、とにかくスタートしてみて、課題やそういったものもだんだん出てくるかと思えますけれども、とにかく保護者の皆さんのご意見、ご要望を聞いて、しっかり受け止めていただいて、新たな制度になるわけですがけれども、ぜひ充実した形で進むように進めていただければというふうに思います。まだ細かいところまで私も調べ

ていないものですから、このくらいのところまでしか質問できませんが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

では、続いて、次の中学校の部活の地域移行についてお聞きをしたいと思います。

この問題につきましても、私だけでなく、これまでに何人かの議員から質問がされておりますけれども、そのときのご答弁の内容としては、令和5年から7年まで移行期間ということで移行期間を設けて、その中で検討を進め、実施に向けて進めていくということだったかというふうに思います。

それに基づいて、県のほうで主体となって関係機関や自治体などと検討を尽くしてこられたかと思っておりますけれども、そこでこれまでの検討の経緯だとか、それから新年度からの活動について状況はどうか、また課題としてはどんなことがあるか、そしてその課題への対応についてどんなようにお考えか、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、中学校の部活動地域移行に向けた状況ということでお答えをさせていただきます。

部活動の地域移行、最近では地域展開と呼ばれるようになりました。現状、麻績村では検討委員会を令和7年の11月に設置しまして、初会合を行ったところでございます。委員のメンバーに、小・中学校の校長先生、また小・中学校のPTA会長、地域指導者に中学校の顧問、また長野県教育委員会中信教育事務所の部活動地域展開の担当者を加えて、計10名で組織をして検討している状況となります。

議員おっしゃるとおり、5年から7年が移行期間、今現在は8年から10年、後期計画というところも示されたところでありますが、地域移行と呼ばれていた点から地域展開というようになって、完全に地域に学校から切り離して移行するという場合とそうでない場合も、言葉が展開に変わってから、最近国や県から示される資料では、教員の業務時間外の活動にならない限りは学校に部活が残るパターンも想定されているのかなんてことがちょっと見受けられる資料も出てきて、我々としても戸惑っているところでございます。

検討委員会の状況であります。本年度3回の会議を開いて検討を進めているところでございます。麻績村では、令和9年度から運動部の休日の部活動について地域に展開していくことを当面の目標とさせていただきました。筑北中学校の現在活動している部活動でござい

ますが、女子バレー部、吹奏楽部、芸術部の3クラブとなりますが、運動部に関しては女子バレー部の1クラブとなります。

学校部活ではなく課外クラブや習い事などに通う家庭も増えてきておりまして、部活動の加入率が低いことから、子供や保護者のニーズを調査するために現在アンケートを用意しているところでございます。現在の小学校4年生から6年生とその保護者に加えて、現在の中学校1年生から3年生とその保護者を対象にインターネットを用いてのアンケートを行う予定で、今月中、3月中に取りまとめる予定としています。アンケートを基に8年度も引き続き検討委員会での協議を重ね、地域展開に向け進めていきたいと思っているところでございます。

課題点であります。運営団体と指導者の確保、そして活動費が挙げられるところでありますが、活動費につきましては、国でも超党派議連を設けて検討するなどの動きが出てきたと報道でも取り上げられたところでございまして、この地域移行と言われて始まった地域展開であります。受益者負担が原則だと、動き出した当初に比べますと国から提示されるどころ、明るい兆しが見えてきたかなと感じているところでございますが、運営といったところに当たってはこういった中山間地の事情もありまして、課題が多いところかなと思っています。当村体育協会の競技部を見ましても、休日の活動について受入れ可能なクラブは少数だと認識をしているところでございます。

少子化が進む現状もありまして、課題も多い中でありますが、教員の働き方改革に加えて、子供たちの学びの場の確保に向け、今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） ご説明いただきました。課題もまだ多くあるということなんですが、私も県のホームページなんかを見て、いろいろ状況を見ましたけれども、一番言われていたその指導者、地域の指導者ということで、実は県のホームページにこういう信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱というのがあったんですが、これはどういうものなんでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 長野県が地域指導者として、呼びかけて登録をしたものとなっています。県下で一覧で見れるようになっているんですが、エリアで絞り込むこともできるものとなっております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） 私もざっと読んでみましたけれども、この中で何か指導可能エリアのみとする運用の方法という部分のところにあたりするんですが、ここはどこのエリア、松本地域のエリアになるのかあれですが、このエリアの中で登録をされた方とか、あるいはそういう方がどれだけあるとか、県のほうからまた連絡が来るということですかね。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 県のほうから報告が来ると申しますか、こちらのほうから問合せをするといったところ、現状そのような形となっております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） それでは、まだ今の段階ではそういったことで、連絡とか来てはいないということですかね。はい、分かりました。

そうしますと、あともう一つ、県のホームページのほうから見たものなんですが、これはパンフレットで、中学校の部活動というようなふうに書いてあります。地域クラブ活動というようなことで、一般の方というか、保護者の方とかが見たりできるものなのかなと思って、私もホームページから取って見たんですが、ここの一番下のところの最後のところに、地域や保護者にできることはというところに、こういうふうに書いてあります。

保護者の皆様方には、クラブ運営に係る会費や練習会場までの送迎等のご負担をおかけする場合がございます。各自治体に会費の低廉化を求めるとともに、支援の在り方について研究してまいりますとあるんですけれども、ちょっとここら辺についてどんなふう感じておられるか、考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 一番の金銭面の課題といったところでありますが、我々こういった地域でありますので、合同部活となりますと今のお話の移動がなかなか難しい。現実的に家庭の負担になってくるかなというところも考えているところでありますが、具体的にアンケートなどから意見を吸い上げた上で、どういった支援の方策があるか、これから練っていきたいと思っていますところでございます。

県のほうでは広域でライドシェアというところ、1 台車をみんなでシェアしながらというところの取組も長野県としては始めてみたところだということで、この間の検討委員会の中で、長野県の取組として紹介をしていただきました。そういった情報も、県からの情報、取

組の情報も踏まえながら、当村で持続可能な地域クラブの運営について考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） はい、分かりました。

それで、もう 1 点、筑北村の教育委員会さんとはこうした共通する課題とございますか、対策とかそういうことに関して何か話し合いとか協議もされているのかなと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 筑北村との現状であります。我々、教育委員会事務局と、もともと知っている仲でもありますので、お話をさせてもらっているところでございます。ちょっと地域展開のときに、今後の運営というところで筑北村さんと麻績村のほうで運営形態がちょっと異なっていくのかなんていうところも見受けられる部分が増えてまいりました。子供たちにとっては近隣でありますので、地域移行は合同で可能じゃなかった場合と、ちょっとうまく言えないですけども、それぞれで地域に展開することとなった場合としても子供たち、生徒の受入れについてはお互いに垣根は設けないということを前提として進めていこうということでお話をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） はい、分かりました。ここまで中学校の部活の地域移行に関してお聞きしてまいりましたけれども、非常に難しい課題だと思います。ぜひよい方向に前進するように引き続き努力をしていただきたいと思いますし、またいろいろこれに関しての情報やいろんなことが県のほうからとか、ほかからまた情報等があったりしたら教えてもらいたいと、議会のほうへもぜひ教えていただきたいと思います。

では、次の課題にまいります。不登校の児童・生徒についてお聞きをします。

最後の質問ですけども、この問題につきましてもこれまで何回かお聞きをしております。この不登校の児童・生徒数は全国的にも年々増加をしております、大きな問題になっています。

当村でもこうした子供たちが何人かおられ、本人や親御さんの悩み、苦しみだけでなく、学校も悩んでいるかと思えます。改めまして、またこの問題につきまして向き合い、ちよっ

と考える必要があるかなと思って質問をさせていただくわけですが、まず私が令和6年の6月の質問で不登校の生徒・児童数に関してお聞きをした際に、数名おられるということでした。同じ令和6年の12月には、当時の宮川議員が関連した質問をされましたが、同じ年だったので人数的には変わらないかと思いますけれども、そのまま今日まで1年以上経過しておりますが、今の状況はどうなのか。そして、不登校児童・生徒の数の推移というか、状況ということだけでなく、その不登校の要因といいますか、原因といいますか、実情、特徴といったような面はどうなのか、カウンセラーや相談窓口などへの相談内容からどんなようなことが相談されているのか。

これはもちろん個人情報やセンシティブなことでするので制約がありますから、可能な範囲でこうしたことについて、不登校の生徒さんの数だとか、その推移だとか、それから相談内容等について、可能な範囲で教えてもらうことができればと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、不登校の児童・生徒につきましては、現在小・中学校合わせて7名でございます。これは、文部科学省が定義をする病気であったり経済的理由を除いた年間30日以上欠席、これが不登校の定義でありますので、今までその数がはっきりしていなかったのはあまり年度末になってきていない状況で30日を超えるという、不登校に当たらない場合もかなりありましたので。ただ、現在2月末の時点ということになります。

相談に関しましては、日常的な登校の確認、今日どうだい、来るかいというような形の確認は毎日行っていますので、そのところで相談等も入ることがありますので、随時実施をしているということで、件数として何件というふうに取りまとめていることはしていないと校長先生からの報告であります。

また、同じく校長先生からの報告では、保護者からの相談内容、また要望等を含んだものに関しては、学校生活や家庭生活あるいは進級、進学等について様々な内容があるというふうに校長先生のほうからお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 全国的に増えているというようなこともありまして、大きな問題かと

いうふうに思いますけれども、学校のほうでもカウンセラーとそれからご自宅へ訪問してとかいうことで対応してもらっているということは聞いていますが、原因が本当に今、局長おっしゃったようにいろいろな原因があるというようなことで、ネットなんかで見てもその不登校原因とか要因は分類がいっぱいありますけれども、かなり多岐にわたっている原因ですね。そういうような状況も私も見ました。

それで、一応、じゃ状況は分かりましたので、これについては引き続き学校のほうでも努力してもらったりしているわけですが、ぜひ親切な相談対応等していただきたいというふうに思っておりますけれども、続いて次のといたしますか、要旨2のほうに入ってきますけれども、令和6年12月の議会で当時の宮川議員が信州型フリースクール事業に関して質問されました。この不登校とその対応ということが社会的な問題になってきています。

昨年12月の議会に村内の子供さんを持つ方から、不登校児童・生徒のフリースクール利用に係る学費補助の請願が提出されまして、採択、意見書提出となりました。請願書には、賛同される何人かの方々の署名も書かれております。こうした村内の方からの請願というのは、私の知る限りほとんどありませんでした。それだけこのたびの請願は、議会や行政への期待が大きいというふうに感じます。

そこでお聞きをしたいんですが、行政としてこの請願についてどのように受け止められたか、そして今後の対応と今後の支援についての考えを、できれば村長にお聞きをしたいと思えます。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） なかなか今関連の質問の中で不登校問題、またフリースクール問題等々、大変これは重要になってきているんじゃないかなと。また、今の環境の変化というような形の中で、大変そういった子供が増えてきているというようなことで、全国的には34万人というような不登校児童がいるというような報道もされているところでございます。

そういった中で、やはりきめ細やかな教育環境というような形の中におきましては、村の小学校、中学校ともにそういった児童のための特別教室等も設置をしているところでございますので、強いて言えばそういった特別教室の専門の先生方のしっかりとした教育を今後図っていただければと思うところでございますし、またフリースクール等へ通う子供も出てくると思いますけれども、そういった子供等に対してもしっかりと教育ができるように村としてもできる範囲のそういった支援もしていかなければと思っているところでございます。

いずれにしても子供たち、将来のある子供たちでございますので、幾らかでもそういった部分で早い時期に社会復帰ができるような、そういった教育ができればというような形で、村としてもやはり推進をしてまいりたいと思いますし、学校の教育部についてもしっかりとした充実した部分で今後図っていかなければと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 6番、塚原議員。

○6番（塚原利彦君） 今、お答えをいただきました。現実、この村内でもこういうことに悩んでおられる親御さんいらっしゃる、子供さんたちもちろん悩んでいらっしゃるということで、これは先ほど申し上げましたように、議会でも行政でもしっかり受け止めて対応していかなきゃいけないということなんですが、それでこのフリースクールの関係についてなんですけれども、これも令和6年12月に宮川議員が質問されたときに、ご答弁では、教育長さんからのご答弁で県のほうで信州型フリースクール訪問をして回っているというようなことで、それを訪問をされた結果なんかについて情報とか指示みたいなものがあるんじゃないかなということでご答弁がありましたけれども、県のほうから何かこういったことについて県のほうでフリースクールを回ったりして、それについての情報とか何か提示されるような指示とか、そんなようなことは何かあったでしょうか。

○議長（清水 清君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

12月のときに出していただいた、利用に関する学費等に関する意見書というところが前提になっているかというふうに思います。現在、県というよりも文部科学省のほうでフリースクールへの通学というか、フリースクールへ行ったことを学校の出席扱いにするかどうかということが議論をされて、どちらかというところをそれを推進する方向で今進んでいる状況かなというふうに思います。

しかしながら、あくまで出席扱いにするかどうかは学校の、小・中学校になりますけれども、校長先生の判断でフリースクールに行ったことを出席扱いにしましょう、あるいはちょっとそれは出席扱いできませんねというのは校長判断でということになっています。実際にフリースクールでの活動が教科学習を含めた学習的な活動になっているのか、それともフリースクールがただの居場所で遊び場所みたいな形で受け入れてくれているのかというような、内容によっても変わってきているかなというふうに思います。

いずれにしても私どものほうは校長先生のほうから確認をしていただいていますので、その状況等について報告を受けて、校外における習い事等はフリースクール以外にもたくさんありますので、そういったところとの公平性等もあるかというふうに思いますけれども、まずは児童・生徒のためになる形、特に中学校の場合には進学への影響というようなことも出てまいりますので、とにかく児童・生徒のためになるように校長先生とも協議を重ねながら、どういった支援ができるかということを考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） 分かりました。県のほうでもそういった動きをされてもらったり、それから国のほうでも、今教育長が言われたようなことでその出席日数に加えるというような話はありましたけれども、今後いろいろそういったことを含めて、この不登校の問題についてはしっかり見ていかなきゃいけない課題になるかというふうに思います。

それで、これで終わりますけれども、県内の幾つかの市でフリースクールの学費の補助ですか、これを行っております。大きな市が多いんですけれども、1 万円とか 3 万円とかですけれども補助を行っております。この近くに施設があれば、あるいはできれば大きな安心につながりますけれども、現状では近隣の市や町へ行くことになります。学費や送迎に負担が大きいので、行政の支援で希望を持って学び育つことができるように強くお願いを申し上げます。これで私の質問を終わります。

○議長（清水 清君） 6 番、塚原利彦議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 刈 間 利 恵 君

○議長（清水 清君） 続いて、7 番、刈間利恵議員の一般質問を許可いたします。

7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） 7 番、刈間利恵でございます。

さきに通告いたしました 3 項目について、一問一答にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1 として、介護施設サンライフおみについて、2、健康保険の子ども・子育て支援金につ

いて、3、村、道路の除雪作業についてお聞きいたします。

1として、介護施設サンライフおみについてお伺いします。

松塩筑木曾老人福祉施設組合が主体ですが、改めて村のサンライフおみに対する体制をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

サンライフおみにつきましては、松塩筑木曾老人福祉施設組合が運営しておりますので、組合の構成市町村として参加しております検討会議などを踏まえて、お答えをさせていただきます。

昨年度から、在り方について本格的に始まった構成市町村会議におきまして、村からはサンライフおみは高齢化の進む筑北地域にとってセーフティネットとして必要な施設であるという意見を出させていただいております。経営改善に向けての在り方検討によって組合の運営形態がどのようなになっても、あるいは施設の統廃合が進んだとしても、引き続きサンライフおみの必要について訴え、存続について要望してまいりたいと考えております。

今のところ、麻績村としますと負担金の一部を負担しておるというような状況がございますけれども、運営に対するものについては村からの負担は今のところないというような状況でございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 7番、刈間議員。

○7番（刈間利恵君） 今後の村からの運営に対しての働きかけということで、要旨1として、今お聞きいたしました。村内の介護等施設の利用需要は、今後増加する見込みと思われます。しかし、福寿荘、なんてんの里の令和9年からの閉鎖、岡田の里の民間への移行、介護職員の高齢化、建物の老朽化など、これから考慮しなければならないことが山積みです。また、デイひじりのこれからの対応などもあると思われます。

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、施設とデイケア、在宅サービスをどのように連携させていくお考えがあるか、村としてのお考えがあるかどうかお聞きいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

現状、村の介護保険の事業を見ますと施設入所よりも介護予防事業を活用されている皆さんが多いということが伺えております。ですので、皆様介護度が高くなるほうへ移行する前に介護予防に積極的になっているということかと考えております。実際にデイサービスの施設などをご利用いただく中で、できるだけおうちで過ごしていただき、いよいよ厳しくなってきたときにはこういった特別養護老人ホームが必要となるというような認識でおります。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。そして、2 としまして、先ほども少し伺いましたが、財政面で村からの補助金などがありますが、これから増額していくとは思いますが、それをまた増額していただいて運営に使っていただくということで、財政面も考えていただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 運営の現状などをお答えさせていただきます。

検討会議で示された資料によりますと、令和 6 年度の組合の決算では、組合の運営する 10 施設のうち半数はかなり厳しい状況となっております。介護職員不足に起因する入所定員制限ですとか、介護報酬が上がってこないことによる収入減に対して人件費や物価高騰による支出増のため財政が悪化しており、運営費を補填するために組合の財政調整基金が投入されております。

令和 8 年度予算につきましても、基金繰入れを見込んで編成されているということでございますけれども、ここにさらに各施設の突発的な修繕費等が出た場合には、さらなる財政悪化も懸念されるというところでございます。構成する 3 市 3 町 8 村で検討しているところでございますけれども、組合が持続可能な運営形態に移行するまで令和 9 年から 3 年間、財政支援をしていくという方針になっております。

そのため、今定例会におきまして、負担金に係る組合規約変更の議案を提出させていただいているところでございます。村としても、ほかの構成市町村と併せて財政支援をして、施設の存続について努力してまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。何よりも心強いと思いますので、よろしくお願いいたします。

要旨３として、介護職員不足に対しての村のお考えをお聞きいたします。松塩筑との兼ね合いもあると思われますが、人材確保、資格習得支援、奨学金制度、外国人受入れ支援体制の整備など、より踏み込んだ政策を講じる考えはあるのかお伺いします。

国のほうでは育成就労支援等、また始まるような感じですがけれども、どのように村のほうではお考えか。よろしくお願いいたします。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 介護職員の確保ということでございますけれども、以前にもそういったご質問をいただいたところでございます。村として、直接介護職員を養成し各事業所という流れは難しいと考えておりますけれども、国のそういった制度を各事業所で使っていただきながら、また外国人材の登用も実際に導入している介護事業所もありますけれども、そういったところを活用していただきながら確保に努めていただくということになろうかと思えます。

サンライフおみにつきましても、実際今のところは黒字運営ということでございますけれども、通勤などの理由で職員確保が難しい施設であるというふうに伺っております。職員が居住できるような住宅整備というような要望もありますけれども、こちらもなかなか難しいと思えます。

村としましては、組合からの職員募集等につきましては、構成する市町村の一員としてホームページへリンクさせて協力していくということが現状でございます。

以上です。

○議長（清水 清君） ７番、刈間議員。

○７番（刈間利恵君） ありがとうございます。私も以前、義理の母が認知症になりまして、家で介護したりしていましたが、その頃まだ息子たちが大学へ行ったりしまして、お金の面でも自分も働かなきゃいけなく、昼間仕事をして帰れば家事、母の面倒ととても忙しく、精神的にも毎日を過ごすということがその頃は大変でした。そのときにケアマネさんほか皆さんに考えていただいて、サンライフおみに入所することができまして、金銭面でもその人の年金で、母の年金でやっていただいたりしたのでとても助かりました。

サンライフおみは今黒字ということで安心してはございますけれども、私たちも年を取ったらお世話になるとは思いますので、民間委託などすれば個人個人の負担金が相当にかかると思いますので、何とか麻績でサンライフを存続していただけるようよろしくお願いいたします。将来的に向け、これは村だけで考えることではありませんが、ＩＣ、ロボット技術の活用、

介護職員さんの待遇改善など、組合とさらに連携をお願いいたしたいと思います。

余談ですが、麻績にサンライフがありますので、麻績の方が必要なときに優先的に入れるようにしていただけるととてもありがたいと思います。組合とはさらに連携をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（清水 清君） 刈間議員。

○7番（刈間利恵君） では、質問事項2として、健康保険からの子ども・子育て支援金についてお伺いします。

要旨1として、全国健康保険加入者から徴収ということですが、これは皆さん分かっているとは思いますが、どういう理由で健康保険からということなのか、ちょっと概要をお願いいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

子ども・子育て支援施策のために、令和8年度から子ども・子育て支援金を国へ納めるという制度が始まります。これは国民皆保険制度、日本では全部の方が保険証を持っているということになりますので、それにかかる保険料に上乗せして納めるという形、枠組みを使わせていただくということでございます。

村が運営しております国民健康保険だけでなく、後期高齢者の医療保険、普通の社会保険、被用者保険ですとか共済の保険等、全ての保険でその徴収が実施されるということでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 7番、刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

要旨2として、負担額は幾らになるのか。年収によって負担額が変わると思われませんが、実例としてモデルになる世帯別の具体的負担額はおよそどのくらいになりますでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） モデルということではなく、こども家庭庁から示されている資料などを基にお答えさせていただければと思います。

資料では、1人当たりの標準月額で200円から300円という試算が示されております。一方で、村で運営しております麻績村国民健康保険に課される令和8年度の納付金額、保険と

して集めて納めなくてはならない金額でございますが、それが約150万円という形で試算をされております。これを18歳以上の被保険者、国保の加入者約460人で割りますと年間約3,200円という数字が出てまいります。年額ですので、これを12か月で割ると1人当たりの標準月額は270円という試算になっております。

ただ、今定例会に提出した令和8年度の国民健康保険の税率改正案では、所得割が0.29%、1人当たりの均等割が1,100円、1世帯当たりの平等割が1,100円、18歳以上の均等割が100円と4つの項目で設定をさせていただいておりますので、所得によって、あるいは世帯の構成による軽減要件によって、納めていただく金額は変動するということになります。

以上です。

○議長（清水 清君） 7番、刈間議員。

○7番（刈間利恵君） ありがとうございます。

あと、要旨3として、それらを集めて、あの財源の用途ということで、村ではどのように子供さん方に支援していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、子供家庭センターの立場から、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

先ほど来から住民課長から答弁がありますとおり、子育て世帯の家計を応援することを目的に、子ども・子育て支援金を保険料に上乗せする形で令和8年度から徴収するとされております。これは、少子化対策として子育て世帯の所得を増やすことであったり、妊産婦への支援であったりと、子育て世帯が安心して子供を産み育てることができる社会をつくること、そちらを目的にこども家庭庁が進めているものでございます。

ご質問の財源の用途であります。こども家庭庁のほうでは、児童手当の拡充のほか、育児休業時の支援金給付などが見込まれているところでございますが、詳細につきまして現状では国から私どもに示されておりませんので、自治体による財源活用などについてはお答えができる現状にはございません。我々も、こども家庭庁が策定したこども未来戦略を基に情報を得ている状況でございます。

さきの塚原議員からのご質問にもありました、こども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業であります。そちらもこども未来戦略に掲載されている事業となっております。国の直接給付以外の事業メニューにも、今後注視していきたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。

では、私の認識として、新聞等に掲載したことですけれども、政府は給食無料化、18歳以下についての健康保険の無償化に全国配布と言っているようなところもあります。麻績村は既に無料ということになっていますので、この支援金を麻績村ではそれにプラスして支援金として使うということによろしいでしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 給食費に関しての答弁となりますが、給食費の無償化は国に先んじて小・中学校、国のほうでは小学校のみとなりますが、我々のほうとしましては小・中学校の給食費の無料化に取り組んでいるところでございます。実際の国の試算では、月額当たり、1人当たりで申し上げますと5,200円の給食費の交付金が軽減交付金という形で令和8年度から自治体のほうに県を通して支給される見込みとなっておりますが、そちらの財源では我々の一月当たりの給食費には足りないことが想定されておりますが、財源としましては有効に使っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございました。なぜこの支援金徴収なのかということをお聞きしたのは、全国民から徴収して子育て世代には還元がある。ただ、独身者にはない。そして、子育てを終わった方々にもない。高齢者にもないということで、ちょっと不公平ではないかというような考え方もありますので、そのところを明確化するという気持ちで質問いたしました。これをお聞きして、子供たちに皆さんが納得してこういうことで使うんだということで意識を持ってもらい、活用していただくということでお願いしたいと思います。

それでは、質問事項3についてお伺いします。

村の村道、通学路の除雪作業についてお伺いします。今年はそれほど大雪というか、すごい大変だったということはないんですが、要旨1としてどの範囲で除雪作業をしているのかお尋ねいたします。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） じゃ、村道の除雪の状況につきまして、私のほうからお答えをさ

せていただきます。

どの範囲ということでございますが、村道の除雪につきましては、村が除雪業務を委託している路線、指定している路線になりますが、そちらを対象として実施しております。主に村道の幹線道路を優先しまして、その後、交通量や利用頻度の高い線の道路について順次対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。幹線道路の優先順位は今お聞きしましたので、要旨 2 として、通学路、村道についてはどのような扱いでしょうか。通学路、村道に関しましては、今まで地域の皆様の無償の行為でご支援いただいた部分がありますが、高齢化に伴い若い世代も少なく、担う人の減少で支援制度が必要と思われます。これまでは地域住民の協力で対応してきました。体力的、人数的に限界が見えてきていると思われます。

つきましては、該当する村道及び通学路について、村による除雪対応の拡充または支援制度の検討をしていただくことは可能でしょうか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

そのまま除雪という視点からお答えをさせていただきますが、通学路、これにつきましては位置づけ、通学路という何らかの位置づけがされていると思うんですけども、あえて通学路と申し上げますが、村道と重複する区間につきましては村道除雪の一環として対応しております。これまで通学路、それから一部の村道におきましては、議員おっしゃるとおり地域の皆様の無償のご協力により除雪が行われてきたという経過があると思います。ただ、ご指摘のとおり高齢化の進行、それから担い手不足、地域の力だけで対応が困難にあるという状況については村のほうも認識をしております。

現時点では全ての通学路、それから生活道路につきましては、村が一律に除雪対応を行うことというのはちょっと難しいかなという状況であります。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。なかなか難しいということは分かるのですが、例えば上町の通学路に関しましても、以前はかなりの方々が孫のためと作業していただいていたりました。今はうちの者が除雪したりしています。やっぱり高齢になるために、そう

いう支援がないということで、ちょっと不安があります。

村道で言えば、明治町から駅へ行く道、あとその脇道とか、そこら辺も村民の皆様が行っているのですが、何しろ高齢になってくるので不安であるということで、村の中にはそのような箇所が多数あると思われます。何とぞご配慮いただきまして、考慮していただきたいと思います。地域の実情をご確認いただいて、今後の対応をご検討いただけたら幸いと思います。

冬季の道路対策は単なる除雪作業ではなく、住民の命とも関わると、大げさに言えば、そういうふうに基盤整備とかもしていただければ、住民の命とかそういうものに関わってくるので、そのように考えていただけるとありがたいと思います。支援体制とか難しい部分もあるかとは思いますが、設備整備を含めた中長期計画の策定とかもちょっと考えていただいて、地域に話していただくということもお願いしたいと思います。

また、例えば塩カル等を配布するということは可能ですか。塩カルはあまりよくないということですか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

まず、除雪作業に当たりましては、これは交通確保を目的とした迅速な対応が求められます。一方、作業の性質上、必ずしも丁寧な仕上がりとならない場合もございます。議員のほうで明治町の道路という話がありましたけれども、そのように住宅密集している箇所におきましては、除雪作業を行うことでかえって雪が住宅の敷地内に侵入をしてしまいまして、押し出されて住民の皆様にご迷惑をおかけするという場合もございます。ですので、状況によってはあえて除雪作業を実施しない判断もします。ただし、想定外の大雪だとか、そういう場合につきましてはまた対応を考えているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、塩カルの支援ということでございますけれども、現在塩カルにつきましてはあくまでも区長からの申請に基づきまして、村道への散布ということを目的とした支援はございますので、数量等に限りはありますけれども、必要な場合は事前に振興課のほうへお問合せいただければと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間議員。

○7 番（刈間利恵君） ありがとうございます。何とぞ、日々皆様も村民のことを考えてや

っていただいていますので、またいろいろさらに考えていただいて、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水 清君） 7 番、刈間利恵議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取ります。

再開を14時35分を予定しております。

では、ただいまから休憩に入ります。

休憩 午後 2 時 2 0 分

再開 午後 2 時 3 5 分

○議長（清水 清君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◇ 高 野 秀 雄 君

○議長（清水 清君） 1 番、高野秀雄議員の一般質問を許可いたします。

1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） 1 番、高野秀雄です。よろしくお願いします。

さきに通告いたしました3項目について、一問一答形式でお尋ねします。

初めに、1月16日より村長2期目の就任、村長さんおめでとうございます。不安定な経済状況下で、大変厳しい状況の中でのかじ取りで何かと大変だと思います。そこでお尋ねします。

初めに、2期目に向けての村長の政治姿勢についてお尋ねします。

村長1期4年間の総括と2期目への方針をお聞かせください。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答え申し上げたいと思います。

1期4年の総括につきましては、全国的に急激な少子高齢化、人口減少、そういう中で移住者定住に向けた空き家の活用や住宅整備、子育てや教育環境の充実、高齢者、障害者に優

しい福祉の充実、農業・商工業・観光事業の振興など、各種事業のハード、ソフト事業の推進に総体的に努めてまいりましたし、公約に掲げました事項につきましては肅々と実現に向けて取り組んできたと自負しているというところでございます。

2期目の方針につきましては、大きな課題であります急激な少子高齢化、人口減少をいかに緩やかにしていくか。そして、財政力の小さな村でありますので、健全財政を堅持しながら、やはり持続可能な活力ある村づくりを進めていくか。そして、そこに住む村民の皆さん方が、住んでいてよかった、住み続けたいと思えるような村づくりに一歩でも近づけるように、村民の皆様のご理解とご協力いただく中で、推進を図ってまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 高野議員。

○1番（高野秀雄君） ありがとうございます。そこで、2期目に向けての所信表明、また新年度予算についてのいうところは理解しておりますけれども、具体的にお聞きしたいと思います。

人口減少緩和対策についてお聞きします。

村の住宅政策は評価しておりますし、理解しておりますが、今後どのようなお考えかお聞きします。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えをしたいと思います。

さきの質問でもさせていただきましたが、人口の減少につきましては全国的な課題でありますけれども、2025年日本の国の人口が約91万人減少しておりますし、長野県の人口は約1万6,000人が減少しております。麻績村につきましては、総体的には70人の減少となっております。日本におきましては、鳥取県が人口55万人、島根県が人口67万人、高知県が人口69万ですので、毎年県が1つずつなくなっていくような日本の減少傾向ではないかと思っています。

この日本全体の人口が急激に減少傾向に転じている中におきましては、麻績村でも例外なく少子高齢化によります人口減少が続くと思われます。今後、麻績村、2050年の人口は1,651人と予測されておりますけれども、幾らかでも減少速度を緩和できるように、移住・定住者に向けた空き家の活用、子育ては麻績村でと思われるような子育て支援の充実と教育環境の充実、高齢者の皆さんがいつでも元気に暮らしていただける健康管理や介護予防事業

の充実、障害者の皆さんも安心・安全に暮らせる福祉施設の充実、農業、商工業、観光、生活空間の整備など、総体的に事業の推進を進める中で、人口減少が幾らかでも緩やかになればと考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） それで、村の高齢化率から見ても増加は見込めませんが、いかに減少者数を抑え、新たな定住少子化対策、また社会像をどのような方向で取るかではないかと思っています。無論、空き家活用の対策とか働き場の誘致、子育て支援体制など、総合的な取組を長期的に考えていく必要がありますが、具体的に村長のお考えをお聞きます。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今言われたとおり、やはりいろいろな部分で今後子育て支援とか事業の推進につきましては取組をする中で、少子高齢化を改善していかなきゃならないと思っていますところでございます。いずれにしても、今いろんな事業に取り組んでおりますけれども、総体的にそういった事業、ソフト、ハードを実施をする中で、やはり村民の皆さん方がここに住んでいてよかったと思えるような村づくりをすることによって、外からの移住・定住者も増えてまいりますし、また住宅政策の中におきましては、やはり村外から麻績村にというような形で来ていただけるような子育てしやすいまちづくりに向けても推進をしてみたいと思っていますところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） あと、3 つ目ですけれども、農地の荒廃地対策についてお尋ねします。農地計画を作成され、村としての村内の状況を把握されたことと思いますが、第6 期、期間中、直接払制度の地域もあまり変化がなく推移していると理解していますが、村としては今後の考え方はどのように思っていますか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 農地については大変今厳しい状況でございますし、また皆さんもご承知のとおり山間部のほうから遊休・荒廃農地が増えているというような事情でございます。今そういった中で、村が取り組んでいる事業等につきまして振興課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

第6期の中山間直接支払制度につきましては、現在15集落となっております。第5期から、第5期が17集落でありましたので2集落の減少となっております。これにつきましては高齢化の進行、それから担い手不足によるものと受け止めております。こうした状況から今後農地の維持が困難になり、遊休・荒廃化がさらに増加していくことが見込まれております。村としても強い課題意識を持っておるところでございます。

村といたしましては、まずは農業委員会と連携する中で遊休化、荒廃化の兆しがある農地につきましては早期に把握するとともに、賃貸、それから利用権設定を通じまして可能な限りの継続につながる取組を進めてまいりたいと思っています。

また、農地の担い手の皆様も含めまして、まず兼業農家の皆様が地域農業の重要な担い手であると認識をしております。引き続き農機具の補助等、支援を継続して、無理のない形で営農を続けていただくことにより農地の維持につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 1番、高野議員。

○1番（高野秀雄君） 今、振興課長から話がありましたけれども、うちのほうでも今4町ほどやっているんだけど、年は取って行って若くならないので、できなくなる可能性もあると思うんですよ。その中で、あと10年先とかを見た上での村としての遊休農地の増やさない方法というか、そういうものは策定はしつつありますか。

○議長（清水 清君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

ここの農地のビジュアルというか、展望につきましては地域計画のほうで10年間のものを定めております。繰り返しにはなってしまいますけれども、村としても共通の課題意識は持っております。まずは、先ほども申し上げましたが、担い手の皆様も含めまして、まずは兼業農家の皆様に無理なく農業経営を継続していただくための支援については引き続き支援をしてまいりたいと思いますし、それでもなお受皿ですが確保できない、遊休化が避けられない農地というものにつきましては、これは農業委員会をはじめとします関係機関と連携しまして、これは地域の実情を踏まえながら、将来的な担い手の確保とかいろいろ多様な活用の可能性については模索をしていかなければいけないというふうに思っています。

一方、行政ができること、対応できることというものには限りがありますので、行政と地

域の皆様一体となつて対応していくということも重要であるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） ありがとうございます。

次に4つ目ですけれども、ちょっとこれ、6 番議員の塚原議員とも少し重なる点もありますが、ご了承願います。

子育て支援と教育環境の充実の具体的施策についてお聞きします。村の将来を見据える中で少子化は大きな課題であります、年間の出生者数も10人前後と伺っていますが、どこの町村も大変力を入れている施策でもあり、このような状況の中で村としてはどのように踏まえ、どう進めていくのか、できるだけ具体的にいただきたいんですが、まず初めに保育園の子供の受入れに対してですけれども、親の共働き推進について伺いますが、ちょっと聞いた話では保育園では子供がちょっと熱を出しちゃって、困るとすぐ安曇とかそういうところに行っているお母さん方がすぐ呼び出されてしまうということで、ちょっと苦労しているようでございますので、その辺の対応も踏まえて保育園ではもうちょっとどうにかできないのか、対応をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 保育園の現状の対応ということでご質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

一定の熱ですね。平熱よりも高い熱が出た場合にお迎えをということでお願いをしているところでございますが、保育園のほうでは預かった子供たちを安全に保育するために、感染が疑われる場合、特に熱、発熱とせき、くしゃみといったところで感染が疑われる、感染症状が疑われる場合はお迎えをお願いしているところでございまして、一定の熱が出てしまった場合には連絡を取らせてもらっている現状がでございます。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） それでいいんだけど、やはり保育園として例えばちょっと玉井先生へ連れていったりということとはできないんですか。

○議長（清水 清君） 答弁を求めます。

宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 保育が原則でありますので、基本的には保護者による対応が原則となりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） 次に、小学校の1 学年から25人学級の導入に伴うことで、麻績小学校では何か変化があるのかお聞きしたいんですが、村長さん、お願いします。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 小学校の25人学級につきましては、村におきましては25人までいっていないというようなことでございますので、単学級というような形でございます。実際的には各市とか大きな学校については今35人というような形で動いていると思うんですけども、この25人ということになりますと、やはり今後先生の数が不足してくるというのが実情ではないかと思っているところでございます。麻績村の小・中学校等についても、小学校については支援員というような形で入っていただいておりますし、中学校については専科というような形で、それぞれ足りない学科を村単で職員を、先生をお願いして頼んでいるというようなことでございますので、これ全部が25人学級というようなことになると、また不足気味の先生が足りなくなってくるのかなというふうな気がしているところでございます。

村においてはもう25人以下の学級でございますので、それについては関係ないわけでございますけれども、ただ、配置される先生が今後減額されるというようなことになれば大変かなというふうなことで、ちょっと検討し、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） よろしく申し上げます。

3 つ目に聞こうと思ったんですけども、さっき言ったとおり6 番議員の塚原議員と重なる点がありますので省いて、中学校の部活の移行について聞こうと思ったんですが、6 番議員の塚原議員が質問したので、これはしませんのでお願いします。

2 番目に、麻績村観光施設指定管理についてをお伺いします。

シェーンガルテンおみと聖レイクサイド館の指定管理に伴う議案が、今3 月定例会に上程されております。令和8 年から令和12年度までの5 年間、総額2 億円余りに当たるこの指定管理料ですが、村長にお尋ねします。現状、両施設の運営、現状はどのように見えていますか、

お聞きします。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げます。

指定管理により運営がされている両施設につきましては、シェーンガルテンおみは村の保養的施設として村民の皆さんの憩いの場所でありまして、また聖レイクサイド館につきましては観光地の誘客に向けた施設として、それぞれ村のイメージアップにつながる施設とされているところでございます。

現在は、指定管理によりまして企業感覚で効率運営に努めていただいておりますが、指定管理料を払っての委託でありますので、運営は厳しい状況にあると見ております。運営もコロナ禍によりまして地域の慣例や習慣が大変変わり、冠婚葬祭の縁がなくなり大きな収入減となっておりますが、この頃、徐々に元に戻りつつありますので、今後、企業感覚で奇抜な発想で運営管理をしていただき、インバウンド等のお客さんの受入れを考えながら、経営向上に向けて努めていただければと思うところでございます。

そういった経営の、上向きになってくれば指定管理料の減額というような部分も出てくるわけでございますので、そういった意味では企業努力に今お願いをしているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） それでちょっと、たまたま聞くんですけれども、利用者の声としては不評とか評判がよくない、また利用客も減っている状況を感じるんですが、村長にはそんな声は入ってきませんか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） この施設の考え方という部分につきましては、また利用者の声というのはいろんなご意見があろうかと思えます。その金額に応じた料理が少ないとか多いとか、よかったとか悪かったという、そういうものはいろんな部分で聞こえてくる部分がございます。

そして、また中にはどここの施設行って大変よかったと、どここの施設はよかったというような形で聞きすることもあるわけですが、本場のそちらのほうの施設にたまたま行って、そういった機会があっても、えらいシェーンガルテンと変わりはないのにどこがいいんだろうというような部分でも感じる場合がございます。いろんなこの

利用していただく皆さん方の嗜好あるいは考え方によっていろいろ変わろうかと思えますけれども、いろいろとそういうご意見も聞くというような部分につきましては、シェーンガルテンのほうへも、またレイクのほうへも、いろんな部分でそういうことがあるから、ある程度いろいろと試行錯誤する中で研さんを広めて、今後のお料理等の対応に図ってもらいたいというようなことは申し伝えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） その中で、やっぱりアンケートの実施とかお客様のニーズの取組についてどのようなお考えで、アンケートを取るとか、そういうのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） これについては、やはり指定管理に出しているというようなことでございますので、指定管理を受けた企業さんがやはり効率運営に向けて、そしてまたお客様のニーズに向けてそれぞれ研究しながら、また検討しながら運営をしているというようなところでございますので、それについて村が要するにそういった部分でのアンケートというのは、ちょっとこれは逸脱しているんでないかなと思っているところでございます。

そういった施設の企業さんが、やはり今後の運営についてどう利用者が感じているかというような部分につきましては、それぞれの企業あるいはその運営しているところがそういった部分をアンケート等を取る中で、そういったまたいろんな改善に向けてするということに対してはでございますけれども、村がそれをするということは今のところは考えてございません。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） そういうところも一緒にやったほうがいいと思うんですが、2 つ目とします。シェーンガルテンおみは、運営に関わる指定管理者と村との間の調整会議というのはやっておられますか。

○議長（清水 清君） 塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、私から村の立場としてお答えをさせていただきます。

議員の言う調整会議というものがどのようなものというのは分かりませんが、協定

の内容や営業日に関する打合せなどは、必要に応じて本社の部長と打合せを行っております。
また、こちらも不定期ではありますが各施設の工事に関する打合せや修繕箇所の確認、お客様への対応とシェーンガルテンおみ、聖レイクサイド館の現場の責任者と打合せを行っております。

シェーンガルテンおみはというご質問に対して、村といたしましてのお答えはすることはできませんけれども、施設の現場責任者から打合せの依頼の日程の調整などの連絡をいただき打合せを実施しておりますので、会議を実施しているという認識でよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） それは、シェーンガルテンの支配人とだけの会議ということですか。

○議長（清水 清君） 塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） 先ほど申しましたとおり、協定の内容の確認や期日に関しては本社の部長さんと、あと施設の修繕等に関するものに関しては施設の責任者の方と打合せをさせていただいております。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） それで具体的に誘客、人が減っちゃっているんですけども、それを増やそうとか、イベントをしてどうにか盛り立てようとかということは調整会議というか、そういうところでは話し合われてきているんですか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、観光課長のほうから申し上げたとおり、定期的に現場の支配人あるいは本部のほうのこちらを担当している部長と定期的に協議はしているというようなところでございます。また、誘客に向けての各事業等につきましては、四季を通じてどんなことをやったらいいかというような打合せもさせていただいてございますし、シェーンガルテンのほうでも四季折々に通じた、そういったいろんなこの食材を提供する中で、料理の提供等の中でイベント等も開催しているところでございます。

なかなか全体的な利用客さんが減少傾向にあるというような部分でございますけれども、このところコロナ禍も終わりにして、そういったいろんな宴会等も持ち直してきているというような形の中におきましては、今後上向いていくのではないかと期待をしているところで

ございますし、またインバウンドにつきましても年間4,200万人というような形で日本へ来ているというような形でございますので、そういった形の中でまたシェーンガルテンあるいはレイクサイド館を活用する外国の方々も増えてくるのではないかなと期待しているところでございます。

いずれにしましても、いろんなそういった地域の食材を活用する中で地域をアピールしながら、そして地域のよさをしっかりと利用していただく。皆さん方に知っていただき、またリピートじゃないですけども、二度、三度と来ていただけるような、そんな施設に運営ができていけばと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） ありがとうございます。

それとまたちょっとこれは関連するんですが、シェーンガルテンおみは第三者を踏まえた運営に係る協議会の設置は考えておるか聞きたいんですが、今後運営していく必要でも、村長の考えとしてはどのように、やはり違う人も入れて会議をして、よりよいシェーンガルテンの運営をしていったほうが、この5年間で2億円余りもかかる管理料が少しでも減るようになる考え方というのはどのようにお考えですか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 第三者を交えた協議会というようなことでございますけれども、あくまでもこれは指定管理ということで、出すということは、その企業さんの企業努力とそして企業さんのノウハウに期待をして出すということでございますので、あくまでも運営等については効率的な運営に向けて企業さんがしっかりと頑張っていただくというような形でございます。

そういったある意味でのご意見というような形の中で、こういった意見があるよということで企業さんに伝えるのはいいんですけども、第三者を交えた協議会をつくって、その指定管理の施設について運営を任せるか任せないかという部分ではいいんですけども、いざ運営を任せた以上は、その企業さんのノウハウに期待をしていくしかしようがないかなと思っているところでございますので、改めて第三者の委員会を、協議会を立ち上げて、その内容を指定管理者にぶつけていくというのはちょっと筋が違うんじゃないかと思っているところでございます。

ただ、村民の声という部分につきましては、しっかりと現場の支配人等にお伝えする中で、

改善できる部分については改善し、対応できる部分については対応していただくというような形で今後も推進をしてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 清君） 1 番、高野議員。

○1 番（高野秀雄君） その中でも、村民の中には理解していない人もいますので、何かの形で説明をしていったほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、レイクサイド館についてお尋ねします。

レイクサイド館を個人経営者への指定管理の考えはないか。また、レイクサイド館の経営状況は公表されていないので、厳しい状況じゃないかと推測されますが、その状況下で、6 年12月の定例会で大峠農村公園活性化センターの指定管理者の決定議決がされました。その方法も一つの方法であり、管理料を抑える、あるいは無償貸付けによる公金支出を削減したと思いますが、村長としてはどのように考えますか。借地料とかの使用料、外の建物に対するのはただで貸して、やりたい人がいればそっちに回したほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現在、レイクサイド館の運営につきましては、シェーンガルテンおみと一体的な中での指定管理ということで出させていただいてございます。その内容につきましては、やはり両方の総体的な部分で運営したほうが受けるほうも運営が楽になるというような形の中で、運営がよくなるというような形の中で出しているわけでございますけれども、聖レイクサイド館とかを単体として出した場合においては、なかなかそれを運営し持ちこたえられるだけの個人がいるかいけないかというのは大変問題になってこようかと思います。

施設の運営につきましては、やはり大きな施設でございますので、そういった管理料等についても大変多くかかるというような形でございますし、またある意味でそこで暮らしていくというようなことになるとある程度収入もなければならないというようなことでございます。そういった意味で、個人でそういうものをやりたいというような部分のそういった資本力のある方がいれば問題点はないわけでございますけれども、なかなか単体で出すということは難しいというような形の中で、シェーンガルテンと一体の中で相乗効果を取りながら両方の運営ができればというようなことで、今出させていただいているというところでございます。

いずれにしても、今後それを切り離してレイクだけをというような部分は今のところ

はちょっと考えてございせんけれども、いずれにしましてもこの指定管理については5年間という期間でございますので、5年間についてはレイクサイド館もシェーンガルテンと同じ指定管理の中で運営できればと考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（清水 清君） 1番、高野議員。

○1番（高野秀雄君） 特にレイクサイド館は、今、冬期間ということで、2日の定休を持ってやっているんですが、通常考えれば考えられないことであって、これはまた夜も営業できないということで、レイクサイド館の関係は余計にあれが、負債が増えてくると思います。その点にもありますので、私としてはやる人がいれば任せてやったほうがいろいろのイベントをやったり、努力して頑張ってくれると思いますが、村長としてはそういう考えは、この考えはありますか。

○議長（清水 清君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今まで聖の開発から、いろいろとあそこには個人で受けていただいて、食堂とかいろんな部分が運営をしていた時期もございました。大規模なふるさとづくりの事業によりまして、一連の聖高原もあいった形で整備をされたというような形でございまして、それ以前についてはなかなか個人で運営という形になっても運営ができないというような形で、皆さん方対応してしまったというような経緯もございます。

実際的に、今聖高原の状況においてはなかなか夜間というような部分についても、人が来ないというような部分がございまして。何か目玉となるような、強いて言えばここしかないというようなものがあればどうか知りませんが、なおかつ閑散期においては大変少ないというような時期もございまして。そういった意味でなかなか、それを個人の方でイベントをしてというような形でございまして、なかなかこのところについては難しいんじゃないかなと思ってございまして。ある程度資本力のあるところが運営していただかないと、その運営についてはなかなか個人でというようなことは難しくなるかなと思っているところでございまして。

いずれにしろ、より多くのお客様に来ていただくような、そんな運営に向けて村といたしましてもお願いをしているところでございまして、よろしくお願いしたいと思うところでございまして。

以上です。

○議長（清水 清君） 1番、高野議員。

○1番（高野秀雄君） 先ほども村長さんに言うと、指定管理者ということもありますが、有識者は踏まえての検討はしないようなこととお聞きしましたのでこの質問はしませんが、最後に役場の管理職員と選考委員会により決定されていると思いますが、事業の内容や経営感覚等精通した専門家の方々に参画して再生を図らなければ、施設維持を踏まえ、将来に向けて大きな負担を残す心配はあると思います。ぜひともその考えは変えていただき、新しい取組に期待し、質問を終わりにします。

以上。

○議長（清水 清君） 1番、高野議員の一般質問が終了いたしました。

◎委員長報告

○議長（清水 清君） 日程2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託しました第8－4号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情の結果についての報告を求めます。

山口利江社会文教委員長。

〔社会文教委員長 山口利江君 登壇〕

○社会文教委員長（山口利江君） 社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査結果を報告いたします。

なお、結果につきましては、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第8－4号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情については、継続審査としました。

政府は、2025年12月、OCT類似薬77成分1,100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に特別料金（薬剤の25%）として追加負担を求めることを決定した。対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症を和らげる消炎鎮痛剤や蕁麻疹、花粉症、ぜんそくなどの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬である。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしているが、自己負担増になることが予想される。

政府は、市販薬を利用している患者との公平性を理由に挙げているが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティを科す道理はない。むしろ、症状を抱えながら医療料金に受診でき

ない国民の受療権を確保すべきである。このような薬の追加負担導入は、患者の受療権や健康権の侵害につながることは理解できますが、国の情勢を見守る中、今後の動向も視野に入れながら結論を出す必要があるため、当委員会は陳情の趣旨は理解した上で、継続審査と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました請願 1 件の審査報告といたします。

○議長（清水 清君） ただいまの社会文教委員長の報告によると、第 8－4 号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情につきましては、継続審査です。

それでは、付託案件の採択をします。

委員長の報告のとおり、第 8－4 号の陳情は継続審査することにご異議ございませんか。

6 番、塚原議員。

○6 番（塚原利彦君） 6 番、塚原利彦です。

私は、ただいまの社会文教委員長の審査結果報告に対して継続審査ではなく、採択、意見書を求め、意見を述べさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（清水 清君） はい。

○6 番（塚原利彦君） ただいま、社会文教委員長からの審査報告結果では、この陳情については、国の情勢を見守る中、今後の動向も視野に入れながら結論を出す必要があるためということで、今回委員会審査では結論を出すに至らず継続審査をするということでした。

しかし、私はぜひ採択、意見書提出を求めたいと思います。政府は、昨年末頃、鎮痛剤や花粉症などの処方薬の大幅な患者負担増を 2027 年 3 月から実施する方針を決め、厚労省が 12 月 25 日の社会保障審議会の医療保険部会に 1,100 品目のリストを提示し、了承されました。そして、それが現在開会中の国会で審議され、先日 3 月 6 日、上野厚生労働大臣が記者会見で、患者に処方された薬剤費の 4 分の 1 を追加負担として求めるという内容を明らかにしました。もう今週にも閣議決定する方針のようで、来年の 3 月から実施を目指すとのことでした。

今年 8 月には高額療養費の見直しも行われるようで、このように患者の負担を増やすことで医療費の削減を推し進め、それによって保険料の引下げにつなげるということのようですが、受診控えの増加が逆に医療費を増加させることも懸念されています。今の政府は、こうした患者の負担増の方針を考え直すことはないと思います。国民皆保険制度を維持するためにも、請願の趣旨を受け止め、採択、意見書提出を求めたいと思います。

以上です。

○議長（清水 清君） ただいま、6 番塚原議員より、継続審査するのではなく採択することを希望する旨の発言が出されましたので、これから討論を行います。

継続審査することに賛成討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） 発言者がおりません。

この陳情書に対する委員長報告は継続審査です。

それでは、この件について採決を行います。

第 8－4 号を継続審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清水 清君） 起立者多数です。

したがって、第 8－4 号の陳情は継続審査することに決定いたしました。

ご着席ください。

◎散会の宣告

○議長（清水 清君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で、令和 8 年第 1 回麻績村議会 3 月定例会第 2 日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 1 5 分

令和8年第1回麻績村議会定例会（第3日）

議 事 日 程（第3号）

令和8年3月11日（水）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度麻績村一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 麻績村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 麻績村における工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を
定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 麻績村職員の旅費に関する条例の一部を改正をする条例について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 麻績村観光聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 麻績村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 麻績村営バス設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 麻績村明治町地区集合住宅管理条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 麻績村駐車場設置条例の一部を改正をする条例について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正をする条例につ
いて |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 | 麻績村過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 | 麻績村デイサービスセンターみづきの指定管理者の指定について |
| 日程第 15 | 議案第 14 号 | 麻績村観光施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 16 | 議案第 15 号 | 字の区域変更について |

- 日程第 17 議案第 16 号 松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について
- 日程第 18 議案第 17 号 令和 8 年度麻績村一般会計予算
- 日程第 19 議案第 18 号 令和 8 年度麻績村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 19 号 令和 8 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 8 年度麻績村介護保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 8 年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 8 年度麻績村簡易水道事業会計予算
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 8 年度麻績村下水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 24 号から第 31 号、同意第 1 号から第 2 号、諮問第 1 号まで一括上程
- 議案第 24 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 25 号 令和 7 年度麻績村一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 26 号 令和 7 年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 27 号 令和 7 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 28 号 令和 7 年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 29 号 令和 7 年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 30 号 令和 7 年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 31 号 令和 7 年度麻績村下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 同意第 1 号 副村長の選任について
- 同意第 2 号 監査委員の選任について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（8 名）

1 番	高 野 秀 雄 君	2 番	中 村 まり子 君
3 番	飯 森 寛 志 君	4 番	宮 下 朗 君
5 番	山 口 利 江 君	6 番	塚 原 利 彦 君
7 番	刈 間 利 恵 君	8 番	清 水 清 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10 名）

村 長	塚 原 勝 幸 君	副 村 長	宮 下 利 秀 君
教 育 長	加 瀬 浩 明 君	村づくり推進 課 長	塚 原 敏 樹 君
総 務 課 長	塚 原 貴 志 君	住 民 課 長	宮 下 佳 康 君
振 興 課 長	宮 下 浩 保 君	観 光 課 長	塚 原 優 仁 君
教 育 次 長	宮 下 信 俊 君	代表監査委員	飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長	市 川 嘉 忠	書 記	臼 井 孝 夫
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清水 清君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達しておりますので、令和8年第1回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（清水 清君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案の確認及び本日の議事日程について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） ないようですので、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、承認第1号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第2、議案第1号 麻績村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第1号は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第3、議案第2号 麻績村における工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第４、議案第３号 麻績村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第５、議案第４号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第６、議案第５号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第7、議案第6号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第8、議案第7号 麻績村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第9、議案第8号 麻績村営バス設置条例の一部を改正する条例
ついてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ご
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第10、議案第9号 麻績村明治町地区集合住宅管理条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第11、議案第10号 麻績村駐車場設置条例の一部を改正をする条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第12、議案第11号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正をする条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第１２号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第13、議案第12号 麻績村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第14、議案第13号 麻績村デイサービスセンターみづきの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第15、議案第14号 麻績村観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第16、議案第15号 字の区域変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第17、議案第16号 松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第18、議案第17号 令和８年度麻績村一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

一般会計の質疑については、歳入と歳出に区切って行い、最後に全般について質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に分け、最後に全般について行います。

初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） 質疑なしと認めます。

以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） 質疑なしと認めます。

以上、歳出についての質疑を終わります。

最後になりますが、歳入歳出全般を通じて、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） 質疑なしと認めます。

以上で、歳入歳出全般の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） 討論なしと認めます。

それでは、議案第17号について採決いたします。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（清水 清君） 全員起立。

全員賛成と認め、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

着席してください。

◎議案第１８号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第19、議案第18号 令和８年度麻績村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、賛成することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第１９号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第20、議案第19号 令和８年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第21、議案第20号 令和8年度麻績村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、賛成することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第22、議案第21号 令和8年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第23、議案第22号 令和8年度麻績村簡易水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第24、議案第23号 令和8年度麻績村下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号から議案第31号、同意第1号から同意第2号、諮問第

1号まで一括上程、提案説明

○議長（清水 清君） 続きまして、日程第25、議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 議案第24号から議案第31号、同意第1号及び同意第2号、諮問第1号の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての提案理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、引き続き辺地地域の指定を受けて、法に基づく財政上の特別措置を受けることを目的に令和8年度から令和12年度までの5年間の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するもので

す。

同法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号 令和7年度麻績村一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

令和7年度一般会計を閉じるに当たり、全科目にわたり執行状況等を精査し、予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

全科目にわたり、収入見込額を精査し、増減額を補正計上いたしました。

村税では、個人村民税などの増額を、固定資産税の減額を、各交付金では、収入実績を考慮し増額を、地方交付税では普通交付税の再算定による増額を、分担金及び負担金では保育所負担金の増額を、使用料及び手数料では収入実績を考慮し増減額を、国県支出金では事業実績による増減額を、財産収入では別荘地貸付収入の減額を、寄附金ではふるさと応援寄附金の減額を、繰入金では基金繰入金特別会計繰入金の増減額を、諸収入では個人負担金、事業収入などの増減額を、村債では過疎対策事業債の増額を、緊急防災・減災事業債の減額を補正計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

全般にわたり人件費、各事業の精査による不足額及び不用額を補正計上いたしました。

総務費では、地域支え合い生活支援商品券事業の関係事業費及び空き家店舗等活用整備事業費の増額を、ふるさと応援寄附金における役務費の減額を補正計上いたしました。

民生費では、福祉施設駐車場整備工事、保育園の照明LED化工事費などの増額を、後期高齢者広域連合負担金などの減額を補正計上いたしました。

衛生費では、母子保健事業の清算金の増額を、医療業務委託料などの減額を、財源組替を補正計上いたしました。

農林水産業費では、農村地域防災減災事業ため池耐震性点検調査業務委託料の増額を、地籍調査費においては、国の補正予算による次年度事業費前倒し配分による増額を財源組替を補正計上いたしました。

商工費では、観光総務費における工事請負費などの減額を補正計上しました。

土木費では、村営住宅維持管理修繕費などの増額を、道路新設改良工事請負費などの減額を補正計上いたしました。

消防費では、県営事業費負担金などの減額を補正計上いたしました。

教育費では、社会教育総務費における工事請負費などの減額を補正計上いたしました。

公債費では、公営住宅使用料の増額による財源組替えを補正計上しました。

諸支出金では、今後の財政支援に備え、それぞれの基金の積立てを補正計上いたしました。

予備費においては、歳入歳出の調整を行ったものです。補正額は1億4,960万円の増額で、歳入歳出の総額は36億910万円となります。

次に、議案第26号 令和7年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、各科目において収入見込みを精査し、補正計上いたしました。

歳出では、一般管理費の減額を、各科目において財源組替えを補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の国民健康保険特別会計運営のために、支払準備基金積立金の増額を補正計上しました。補正額は1,953万4,000円の減額であります。

次に、議案第27号 令和7年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、財産貸付収入の減額を補正計上いたしました。

歳出では、一般会計繰出金などを減額を補正計上いたしました。補正額は50万円の減額であります。

次に、議案第28号 令和7年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、各科目において収入見込み額を精査し、補正計上いたしました。

歳出では、各科目において事業費を精査し、減額及び財源組替えを補正計上いたしました。補正額は600万円の減額であります。

次に、議案第29号 令和7年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、各科目において収入見込みを精査し、補正計上いたしました。

歳出では、各科目において事業費を精査し、増減額を補正計上いたしました。補正額は98万円の減額であります。

次に、議案第30号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

収益的支出では、営業費用の減価償却費、営業外費用の企業債、利息の増額を補正計上い

たしました。

資本的収入及び支出では、企業債及び建設改良費の減額を補正計上いたしました。

次に、議案第31号 令和7年度麻績村下水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

収益的支出では、営業費用の減価償却費、営業外費用の企業債利息並びに消費税及び地方消費税の増額を補正計上いたしました。

次に、同意第1号 副村長の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村麻4820番地、宮下利秀氏が令和8年3月31日に任期満了となることから、引き続き選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間となります。

次に、同意第2号 監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村麻3134番地、飯森力氏が、令和8年3月31日に任期満了となることから、引き続き選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間となります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、平田孝子氏が、令和8年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き再任として平田氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案8件、同意2件、諮問1件です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（清水 清君） 提出者の提案説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第24号から議案第31号、同意第1号から同意第2号、諮問第1号についての審議、採択は、あしたの本定例会第4日目に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（清水 清君） 以上で、本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

令和８年第１回麻績村議会定例会第３日目を散会といたします。

この後、全員協議会を開催し、本日上程されました議案等について提出者より詳細説明を受けますので、委員会室に移動を願います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前 ９時３０分

令和8年第1回麻績村議会定例会（第4日）

議 事 日 程（第4号）

令和8年3月12日（木）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 2 議案第25号 令和7年度麻績村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 3 議案第26号 令和7年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第27号 令和7年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第28号 令和7年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第29号 令和7年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第30号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第31号 令和7年度麻績村下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 同意第 1号 副村長の選任について
- 日程第10 同意第 2号 監査委員の選任について
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 発議第 1号 議会議員の派遣について（議会運営委員会）
- 日程第13 閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について（社会文教委員会）

出席議員（8名）

1番 高 野 秀 雄 君

3番 飯 森 寛 志 君

5番 山 口 利 江 君

7番 刈 間 利 恵 君

2番 中 村 まり子 君

4番 宮 下 朗 君

6番 塚 原 利 彦 君

8番 清 水 清 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１０名）

村 長	塚 原 勝 幸 君	副 村 長	宮 下 利 秀 君
教 育 長	加 瀬 浩 明 君	村づくり推進 課 長	塚 原 敏 樹 君
総 務 課 長	塚 原 貴 志 君	住 民 課 長	宮 下 佳 康 君
振 興 課 長	宮 下 浩 保 君	観 光 課 長	塚 原 優 仁 君
教 育 次 長	宮 下 信 俊 君	代表監査委員	飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長	市 川 嘉 忠	書 記	臼 井 孝 夫
--------	---------	-----	---------

開議 午後 1 時 3 0 分

◎開議の宣告

○議長（清水 清君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8 名全員です。定足数に達しておりますので、令和 8 年第 1 回麻績村議会定例会第 4 日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（清水 清君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第 2 4 号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第 1、議案第 24 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第24号は原案どおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第2、議案第25号 令和7年度麻績村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、議案第25号は原案どおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第3、議案第26号 令和7年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、議案第26号は原案どおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第4、議案第27号 令和7年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、議案第27号は原案どおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第5、議案第28号 令和7年度麻績村介護保険特別会計補正予算

(第4号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(清水 清君) それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清水 清君) 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(清水 清君) 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(清水 清君) 日程第6、議案第29号 令和7年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(清水 清君) それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清水 清君) 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(清水 清君) 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第7、議案第30号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員賛成と認め、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（清水 清君） 日程第8、議案第31号 令和7年度麻績村下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の質疑、討論、採決、副村長挨拶

○議長（清水 清君） 日程第9、同意第1号 副村長の選任についてを議題といたします。

当事者である宮下利秀君の退席を求めます。

〔副村長 宮下利秀君 退席〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

宮下利秀君、議場に入場してください。

〔副村長 宮下利秀君 復席〕

○議長（清水 清君） ただいま副村長に選任されました宮下利秀君から、その場においてご挨拶をお願いいたします。

○副村長（宮下利秀君） 大変貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいまは、私の副村長人事案件にご同意いただきまして誠にありがとうございます。

改めまして、その重責に身が引き締まる思いでございます。塚原村長の進めます活力ある村づくりに向けまして、各種事業の推進に多くの皆様のお力添えがいただけますよう村長の支え役といたしまして誠心誠意努力してまいる所存でございます。

議員皆様方はじめ多くの皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎同意第2号の質疑、討論、採決、監査委員挨拶

○議長（清水 清君） 日程第10、同意第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。

当事者である飯森力君の退席を求めます。

〔監査委員 飯森 力君 退席〕

○議長（清水 清君） 質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（清水 清君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水 清君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

飯森力君、議場に入場してください。

〔監査委員 飯森 力君 復席〕

○議長（清水 清君） ただいま監査委員に選任されました飯森力君から、その場において挨拶をお願いいたします。

○監査委員（飯森 力君） それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、選任にご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

監査委員といたしまして、村政の健全なる運営がスムーズにいきますよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎諮問第１号の上程、採決

○議長（清水 清君） 日程第11、諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元の諮問書の内容のとおり答申したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号は、お手元の諮問書の内容のとおり答申することに決定いたしました。

◎発議第１号の上程、採決

○議長（清水 清君） 日程第12、発議第１号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣につきましては、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（清水 清君） 日程第13、閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の所掌事務を調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申出について（社会文教委員会）

○議長（清水 清君） 日程第14、社会文教委員会の閉会中の継続審査の申出についてをお諮りいたします。

社会文教委員長から麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の審査について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

社会文教委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 清君） 異議なしと認めます。

社会文教委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（清水 清君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

また、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶がございます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月4日に開催されました第1回麻績村議会定例会におきましては、令和8年度の一般会計及び特別会計、公営企業会計の予算案件をはじめ、条例改正、令和7年度の一般会計及び特別会計、公営企業会計の予算補正、人事案件などを提出いたしました。

承認1件、議案31件、同意2件、諮問1件を慎重にご審議いただき、全て原案どおりお認めいただきましたことに心より御礼を申し上げます。

一般質問につきましては、7名の議員の皆様方から発展的な多くの貴重なご提言をいただきましたが、ご提言いただきました事項につきましては、適宜検討を深めさせていただきたいと考えております。

また、議決事項につきましては、新年度予算につきましては、予算提案理由で申し上げましたとおり、村の大きな課題となっております少子高齢化、過疎化、人口減少が幾らかでも緩やかになればとハード・ソフト事業併せまして、住んでいてよかったと思われる村づくり、子育てに優しい村づくりに向けまして、各種事業の推進に努めてまいりたいと存じます。

引き続き健全財政を堅持しつつ、持続可能な活力ある村づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、新年度への村政執行に対しまして、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今定例会閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清水 清君） 以上をもちまして、令和8年第1回麻績村議会定例会を閉会といたし

ます。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1 時 4 7 分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員